

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山 哲男

1 日 時 令和5年12月15日(金) 10時00分開会、15時32分閉会
教育委員会、政策企画部、環境市民部

令和5年12月18日(月) 10時00分開会、10時48分閉会
総務部・消防担当部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子

4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生

5 説明員

吉本副市長

【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター長

【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、佐々木企画調整課長兼秘書室長、藤井情報・DX推進課長、岩崎税務課長、守田収納対策課長、前田会計管理者、高木会計課長

【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業課長兼深山浄苑長、山根生活安全課長、西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、讃井地域づくり推進課長

【総務部・消防担当部】山岡総務部長 赤星消防担当部長、坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長、海老本防災危機管理課長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、清水入札監理課長、中田監査委員事務局長、松村選挙管理委員会事務局長、守田大和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光室積出張所長、奥田浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 67 号 光市立学校設置条例の一部を改正する条例

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 71 号 光市文化センターの指定管理者の指定について

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。それでは、参考資料の 58 ページのところですがけれども、先ほど説明がありました光市指定管理候補者選定審査会とありますけれども、これはどこに規定してあるもののでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

光市指定管理候補者選定審査会につきましては、光市指定管理候補者選定審査会設置要綱において、規定しているところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

ここで委員が 8 人とありますけれども、構成する職員というのはどのような方でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

委員につきましては、副市長、政策企画部長、総務部長、企画調整課長、財政課長兼行政経営室長、総務課長、教育部長、教育総務課長でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それと、指定管理候補者の申請事業計画の概要について述べてありますけれども、これが特に前回に比べて変更した点がありますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

変更点といたしましては、文化センターで実施する様々な事業の充実や事業の変更などが主な変更点になろうかと思えます。

以上でございます。

○仲小路委員

特に大きな違いはないということでよろしいでしょうか。分かりました。

以上で、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 72 号 光ふるさと郷土館の指定管理者の指定について

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

まず、管理経費でございますが、この光ふるさと郷土館の入館料は全額市に入れ、この指定管理料のみで賄われていると考えてよろしいですか。

○国広文化・社会教育課長

委員お示しのとおり、入館料につきましては、市の歳入として月ごとに市に指定管理者が納付をしております。よって、指定管理者の管理経費としては、今回の議案の金額で考えていただければと思います。

以上です。

○西崎委員

64 ページをお開きください。

ここに、今の委員 8 名からいろいろな審査項目について点数がつけるようになっておりますけど、中でも 2 番目の管理運営の基本方針と、これが 72 点の満点に対して 59 点、運営実績 80 点に対して 74 点、サービスに関する事項も 48 点に対して 38 点、収支計画に関する事項も 120 点に対して 104 点、満点の 800 点に対して 60 点も低いわけですが、これは、今、特に点数が低い項目を上げましたけど、どういう面でそういうふうに低い点が入ったんでしょうか。お願いします。

○国広文化・社会教育課長

こちらの審査項目におきましては、審査の内容については非公開になっておりますので、内容等についてはお示しできない状況でございますが、800点満点で740点という総合的な審査をしているというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○西崎委員

今、審査委員はどなたがなっているか、副市長、市の幹部がなっているわけですけど、このふるさと郷土館に私は今の8人はほとんど行ってないんじゃないかと思うんですね。恐らく決算書、それからこのたびのように指定管理者の申請が出たときの書類を見て、これつけたんじゃないかと思うんですけど、なるべく現地にちよくちよく行って、状況を把握してもらいたいと思っております。これは要望になります。

それから3点目。66ページの今回の指定管理料のアップが電気料と人件費の上昇によるということで、年間121万2,000円増額となっているわけです。職員が4名、館長を除いて4名いるようでございますが、4名の正規職員、臨時職員の内訳と給与はどういうふうになっておりますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

ふるさと郷土館の職員4名の内訳といたしましては、1名は嘱託職員となります公益財団法人の規定に基づき、給与は支払われているところでございます。あとの3名の方は臨時職員、いわゆる時間給の職員で、給与については財団法人の規定に基づいて支払いをしているというところで、4名の内訳というところになろうかと思えます。

以上です。

○西崎委員

給与の体系というのはどうなっておりますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

給与につきましては、財団法人で規定をされております給与規定で支払いをされているところでございます。

以上です。

○西崎委員

市とこの公益財団法人光市文化振興財団で、指定管理者の契約を交わすときに、その辺の給与の規定、給与補助の規定が入っていると思うんですが、それはどういうふうな規定があるのかちょっと教えてください。

○国広文化・社会教育課長

給与補助の規定というところがございますが、給与の上昇があった場合、補助するというような規定になろうかと思うんですけれども、そういった規定は、現在、指定管理者と取り交わしております管理運営に関する協定書には、明記はしていない状況でございます。

ただし、現状の協定書におきまして、指定管理料の変更について、指定管理期間中に賃金水準または物価水準の変動により、相手方が市に対して、指定管理料の変更を申し出ることができるという条項を入れておりますので、次回も、本協定を締結する際には、同様の記載をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西崎委員

非常にアバウトな今の条項になっているということが分かりましたが、他市の指定管理の契約書を見てみると、賃金スライド条項というのが入っているのが多いです。

賃金スライド条項というのは、例えば人事院勧告が何%上がったから、自動的にそのときを上げるよというふうな規定になっておるので、机上で簡単に計算ができるんですよ。

今の説明で、世の中の賃金体系が上がったとか、あるいは物価が上がったというのは非常にアバウトなので、これぜひ検討をしてもらいたいと思います。

それから4番目の質問ですが、現在の入館料は260円と思うんですが、チケットの確実な販売数を知るために講じている対策はどんなものがございますか。

○国広文化・社会教育課長

入館料の適切な管理という御質問と思います。

入館券については、入館者にお渡しする半券の残りの半券が郷土館のほうに残りますので、そちらを基に、入館記録のつづりを作成しております。

また、入館券は、月ごとに通し番号をつけて入館者数等を整理しております。入館料と入館者数について合致していることを、指定管理者で最終確認をしております。また、その上で毎月、入館料と入館者数、実施事業等について、指定管理者から月例報告が提出され、担当課が金額を含めて確認をするという流れをとっております。

以上でございます。

○西崎委員

今、これを質問したのは、実は周南市文化振興財団のほうで、1億4,100万円という巨額な着服を10年以上にわたってしていたと担当職員が申出たために大騒ぎになっております。光市のこの半券に番号を打っているというのは、ちょっとこれは非常にいい対策と思うんですよ。これごまかしようはないと思うので、これはいいと思うんです。

それから、ちょっと予算書を見てみたら、大体年間36万円ぐらい入っているようですね、市に。それを260円で割ると、大体年間どれぐらいの人が入ったか分かるようになっておるので、これも一ついいと思うんですが。そういう事件が周南市で起こってお

りますので、光市で起こらないように、ぜひお願いしたいと思います。

それで最後の質問。この監査体制ですけど、今現在どういうふうになっているか、指定管理者のみの内部監査なのか、それとも市の監査もあるのかどうか、これ一つお尋ねします。

○国広文化・社会教育課長

監査につきましては、財団で選任をしております2名の幹事が、決算の監査を行っております。また、教育委員会に毎月の月例報告が提出されますので、こちらも入館料や入館者の確認を行っております。

なお、年2回、市の職員が指定管理施設において、施設の設備等の維持管理、それから会計処理等について、各施設を回って確認を行っております。

それからもう一つは、3年に一度公益法人認定法で定められております行政庁が立入検査をするというところがございます、これは県によって立入検査が実施されています。このような監査をしているところでございます。

以上です。

○西崎委員

以上の説明で、大体安心をいたしました。金額的にも少額なんで、引き続き監査体制というのは充実してやってもらいたいと思います。

以上です。

○仲小路委員

先ほど指定期間を5年から3年とした理由につきまして、老朽化ということがありましたけれども、先ほど文化センターについては40年で5年から3年というふうにありましたけれども、こちらはもう150年経過しておるわけですが、あえてこの年に5年から3年にされたというのは、何か特にありますでしょうか。状況の変化とか。

○国広文化・社会教育課長

建物が江戸の後期から明治の初期にかけて建設されているという想定年数になっておりますので、そこらいきますと150年近くたっているというところでございます。木造建築ということもあり、シロアリ等の被害も出ているというところもあります。

また5年から3年に期間を短縮した理由といたしまして、昨今のエネルギー価格の高騰や人件費など、そういったものも総合的に加味いたしまして、指定管理期間を5年から3年に短縮したところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

特に、こういうところが老化しているとかいうところがあったわけではないんですね。

○国広文化・社会教育課長

すぐに大規模改修を行う予定をしているところではございませんが、建築年度が非常に古いということで、期間を短縮させていただいております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第 73 号 光市総合体育館、光スポーツ公園及び大和総合運動公園の指定管理者の指定について

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、議案第 73 号についてですけれども、これの審査を行いました光市指定管理候補者選定委員会というのは、委員 5 人とありますけれども、委員長は副市長と決定されていますが、それ以外の委員の方はどういう構成になっていますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

委員の構成でございますが、光市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、副市長を委員長とし、企業経営等について専門的知識を有する者及び施設管理又は施設利用について専門的知識を有する者並びに市職員で構成しております。

以上でございます。

○仲小路委員

これについて役職等は言われますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

委員の役職等につきましては、この委員会が非公開であるため、詳細についてはお答えしかねます。よろしく願いいたします。

○仲小路委員

分かりました。それと、先ほど申請事業計画の概要がありましたけれども、特に前回

と比べて変化したような点はありますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

申請事業概要の概要について、変更点の御説明をさせていただきます。

6の施設設備の維持管理等に関する事項において、施設、トレーニング機器等の管理を通常業務の中で適正に運用、使用できるよう、日々、スポーツ施設管理士が中心となっていくこととされております。

また、7の自主事業の実施に関する事項におきましては、市民のスポーツ活動を推進するため、工夫を凝らした自主事業に取り組み、子供運動教室等を開催することとされております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第74号 光市勤労者体育センターの指定管理者の指定について

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

1点確認ですけれども、先ほども言いましたけれども、申請事業計画の概要について、前回と特に大きな変化があった点がありましたら、お示してください。

○三好スポーツ推進課長

前回との変更点でございますが、(5)安全管理への取組に関する事項において、施設利用者が安全安心して施設を利用できるよう、職員による施設内外の巡回を強化することとし、安全管理の向上を図られているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第 75 号 光市身体障害者体育施設の指定管理者の指定について

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

この光市身体障害者体育施設の指定管理者、先ほども言いました申請事業計画について、特に前回と比べて変更がありますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

前回との変更点につきましては、（７）自主事業の実施に関する事項について、身体障害者スポーツの振興や障害者スポーツの理解、地域の人との交流を深めるため、障害の有無や年齢に問わず参加できる自主事業のふれあいチャンバラ等を新たに計画されております。

また、（９）その他に関する事項において、光市在住の就労困難者に就労体験と就労の場を提供し支援する事業に取り組むこととされております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それと、２番のサービスのところなんですが、あのところの市の行事、大会と障害者団体、福祉施設の行事を優先するとありますけれども、これの具体的な優先の運用というのはどのようにされていますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

指定管理者におきまして、毎年、年間事業の計画を策定する際に、市、障害者団体、福祉施設に行事や大会の開催について聞き取り調査を行い、調整しているところでございます。

市の行事につきましては、コミュニティセンター主体のソフトバレーボール大会、障害者団体では車椅子バスケットボール競技の練習や大会、サウンドテーブルテニス競技の練習や大会、山口県障害者スポーツ協会によるスポーツ教室などが実施されており、障害者スポーツの活動につきましては、他の施設では障害者用のスポーツ備品を備えておりませんことから、当該施設を優先的に御利用いただけるよう調整をいたしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第 59 号 令和 5 年度光市一般会計補正予算（第 9 号）〔所管分〕

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、先ほど説明がありました学校管理備品購入ということで小中学校の職員室のエアコンということですが、これ台数は何台でしょうか。

○吉永教育総務課長

エアコンの今回整備する台数ということでの御質問をいただきました。エアコンにつきましては、小学校が 6 台、中学校が 3 台でございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから文化センターの整備費ですけれども、歳出のほうは 1,920 万円で、それから先ほど文化センターの事業債のほうは 2,120 万円で、それから文化センターエレベーター改修事業の債務負担行為補正が 2,900 万円とそれぞれありますが、この関係をちょっと示していただけますか。

○国広文化・社会教育課長

補正予算に計上しております施設整備工事 1,920 万円、こちらは今年度整備に必要な経費でございます。それから 5 ページの債務負担の金額につきましては、来年度、このエレベーターに係る必要な整備工事の費用となります。それから、また歳入のほうの 1,120 万円、こちらにつきましては、今年度エレベーターの設計を行っております、この設計もこの工事に伴いまして市債で賄えるというところがございますので、金額的に補正予算の額と若干違いはございますが、こういった内訳でございます。以上です。

○仲小路委員

では確認ですが、エレベーター工事の全額としましては 1,920 万円と来年度の 2,900 万円の合計というふうに考えてよろしいでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

工事費につきましては、委員お見込みのとおりでございます。
以上です。

○仲小路委員

分かりました。

○吉永教育総務課長

すみません。先ほど委員の御質問のエアコンの台数ということでお答えいたしました
が、数字が誤っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど、小学校については6台ということでお答えいたしましたが、6か所で合計10
台でございます。中学校につきましては、先ほど3台とお答えをしておりましたが、3
か所で合わせて5台でございます。大変申し訳ございません。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

※報告事項

①第2期光市スポーツ推進基本計画(案)中間報告

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、何点かお聞きしたいと思います。

伊藤公資料館でありますけれども、8月27日より始まった特別展、伊藤家愛蔵品が
11月26日で終了いたしました。非常に素晴らしい内容で、感動的な内容もありました。
また、いろんな方に案内する中で、ぜひ行ってみたいという方もたくさんいらっしゃい
ました。無料の日が9月2日で終わってしまいましたので、なかなか無料で見れるチャ
ンスがなかったのですが、案内の中で高校生以下は無料ということがありましたので、
それをアピールしながら、ちょっと高校生を超える方にも、セーラー服を着たら高校生
とバレないというふうに案内したら非常に盛り上がりすぎたけれども、そういう

方は実際には行かれていないようですけれども、そういうふうな形でいろんな方が行かれたと思います。

それで、実際には期間中の入館者を分類している内容を内訳によってお示してください。

○国広文化・社会教育課長

特別展の入館者数につきましては、2,816名でございました。昨年度と比較しまして、24%の増というところを、今、確認をしております。

内訳としましては、一般の方が1,938名、高校生以下が248名という結果でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。かなり増えたということで理解いたしました。

それから、来館者の主な意見等をまとめられていましたらお示してください。

○国広文化・社会教育課長

来館者の方に職員が説明をしてみわる中で、いろんな会話が発生するわけですが、来館者の方からいただいた声では、「伊藤家で大切に引き継がれてきたすばらしい愛蔵品がたくさん見ることができてよかった」というようなお話や、「多くの資料を伊藤家から寄贈していただいて、生誕地としてうれしい」、こうした声もいただいているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。様々な感動的な内容だったと思います。

それから、今現在、館長が不在でありますけれども、今後どのような予定にされていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館館長の辞職につきましては、私どもも非常に残念に思っております。不在となっております館長職につきましては、適任の方を選任していきたいと、現在、考えているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

具体的な案とか、いつまでとかいうような予定はまだないでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

適任の方がいらっしゃれば、面接等を行いながら、選考をしていきたいと思っております。

ます。まだ、実際この方がとかいうようなところまでは行っていない状況でございます。
以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから別の件ですが、現在、季節性のインフルエンザによる学級閉鎖が多く発生しておりますけれども、その場合に授業時間が減少しますが、どのような対応をされていますか。また、どのような対応を予定されていますでしょうか。

○原田学校教育課長

インフルエンザ等による学級閉鎖についてのお問合せをいただきました。

小学校、中学校ともに標準時数というものが国で定められておまして、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等を経験したこともございまして、各校とも年度当初から標準時数に余裕を持たせて、年間計画を立てておりますため、いわゆる未履修になるといったことはないと考えているところでございます。

仮に、長期に及ぶ臨時休業等があった場合は、長期休業中に登校日等を設定し、不足している時間を補うといった対応を検討することもございます。

なお、現時点でそのような対応を求められる学校、学年、学級等はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そのような状況ということで、特に長期の休みはなかったということで理解いたしました。

それともう1点ですが、不登校についての基本的な考え方をちょっと確認できればと思うんですが、今、生き方の多様性というふうに言われておまして、不登校ということも子供の生き方として、不登校という一つの方法を選択したと、そういうふうにも考えられます。

不登校という言葉は、もともと登校が目指すべきことで、不登校はそれから外れているというふうなイメージもありますけれども、そうではなくて、子供にとっては学校に行かない方法が、その子にとっては最も適した生き方というふうにも考えることができますけれども、現在、不登校対策についての基本的な考え方があればお示しください。

○原田学校教育課長

不登校についての基本的な考え方ということでございますけれども、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方につきましては、令和元年10月25日に文部科学省より発出された通知、不登校児童生徒への支援の在り方についての中に、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることと示されており、その点も踏まえた対策を講じているところでございます。

一方で、この学校に登校するという結果のみを目標にしないという点が大きく取り上げられている風潮があることから、通知の基本的な考え方を改めて周知するために、令和5年11月17日に文部科学省より、不登校の児童生徒等への支援の充実についてという通知が示されたところでございます。

この通知では、学校に登校するという結果のみを目標としない点などを踏まえつつ、不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意することや、学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、さらには、既存の学校教育に馴染めない児童生徒については、学校としてどのように受入れていくかを検討し、馴染めない要因の解消に努める必要があること等が示されております。

また、学校という場は、人との関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ、生きる力を養う場であることなどから、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために、当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるように尽力していただきたいと示されているところでございます。

本市においても、魅力的な学校づくりに力を入れるとともに、不登校児童生徒に対しては、学校へ復帰することが全てであるわけではないとしつつも、学校での経験や体験を通して学んだり育んだりできるものは大きいという認識の下、学校復帰を視野に入れた多様な学びの方法について、学校を中心に、市教委や関係機関との連携を密にして模索し、個別に寄り添った支援ができるようにするべきであると考えているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

非常に細かい説明ありがとうございました。

非常に微妙な問題もありますし、また今後取り組むべき課題もたくさんありますけれども、学校があるというその意義は非常に大きいものがありますが、その辺につきましてはなかなか対応できない、そういう児童生徒もいらっしゃいますので、また今後いろんな検討をしながら、よりいいものができることを期待しております。

以上です。

○西崎委員

それではせっかくの機会ですから、大和小学校が4校統合してできるわけですが、これのスクールバスについて質問いたします。

スクールバス路線について、ちょっと2点ほど質問いたします。

通学部会で示された資料のバス通学タイムラインには、三輪小、塩田小、東荷小学校からの出発の時間は書いてあったんですが、帰りの時間がまだ載っていないんですけど、これはどうしてでしょうか。

○吉永教育総務課長

ただいま通学部会で作成した資料の中に、バスのルートで帰りのルートが載っていないということでの御質問をいただきました。先日開催しました通学部会において、行き帰り同じルート等で検討しているため、そのルートについてはあえて記載をしていなかったということではあるのですが、資料提示等で分かりにくかった部分等につきましては、できるだけ誤解が生じないように、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

確かに帰りのスクールバス、現岩田小学校のスタート時間というのは難しいと思うんですね。子供によって何時に学校が終わるか分からないので。これちょっと決めるのは大変と思いますが、一つ早急に決めていただきたい。

それから、バスは三輪線というのが2台、東荷線が1台、塩田線が1台、計4台になっておりますが、三輪小学校に一旦集まるのが、鮎婦から子供をずっと乗せて三輪小学校に来て、それから岩田小学校に行くちゅうのは分かるんですが、もう1台は三輪小からいきなり岩田小学校に行くようになっているんです。ところが、スクールバス路線図を見ると、市に1人ですね、千束ですか3名、小豆尻で4名とか、やまと台16名とか、かなりの小学生がいるんです。鮎婦はかなり距離があるんですけど、市からでも結構あると思うんですが、これを拾って三輪小に集まるという設定はできなかったんですか。

○吉永教育総務課長

今、いろいろなルートに関する御意見をいただきました。

私どもが作成した資料につきましては、通学部会で提示した資料でございまして、あくまでもたたき台ということでお示しをしております。

具体的にはこういった形で作成したかという経緯でございまして、現在の児童の通学ルートであったり、例えば見守り隊の活動状況、あるいは、今後、入学してくる子供たちがどこに住んでいるか、そのあたりもきちんと調べて、さらには三輪に関しては保護者のアンケート、そういったものを実施して、それを踏まえてたたき台を、今、作っております。

ですので、これが最終版ではなくて、今後、各4小学校で保護者の皆さんとの意見交換会を来週行う予定としておりますので、そうした保護者や地域の方との意見交換会であったり、今、いただいたような意見等も踏まえて、改めて検討はしていきたいと考えております。

現時点でのたたき台ではありますが、三輪小集合とした理由を少し御説明させていただきますと、現時点の考え方といたしましては、児童の安全と現在の生活リズムをできるだけ維持していきたいといったことが前提でございまして。とりわけ安全という視点で申しますと、停留場所がなかなか確保できないというところで、子供たちの安全という視点では、できるだけ停留場所を少なくして、三輪小を拠点にしてスクールバスを運行していくという視点がございまして。

また三輪小集合にすることによりまして、これまでの自宅の出発時間であったり、あ

るいは三輪小までの徒歩通学、こうしたものの現状が維持できますので、現在の生活リズムも維持できて、児童や保護者の皆さんに新たな負担が生じないといったような考え方で、今、整理をしているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

今、教育総務課長から説明がありましたが、これが最終案ではないと、一応たたき案であるということですが、それは了解いたしました。三輪小学校から2台ほど岩田小に向かって行くんですが、今、なんか時刻表が5分違い、5分しか空いてないんですけど、これはどちらに乗ってもいいようになるのか、それとももう児童によって、あなたは早出、遅出と分けるんでしょうかね、どうでしょう。

○吉永教育総務課長

三輪小のルートと時間のルールというところなんですけれども、今、私どもの案で5分違い等でお示しをしておりますが、これも来週にかけての協議の中で御意見をいただきながら、しっかりと方向性を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

たたき台ということで、今後、実際に施行するまでにすばらしいものになるという答弁でございましたから、安心いたしました。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長

先ほど、仲小路委員さんの御質問で、入館者数の御質問をいただいております。先ほど申しあげました2,816人が来場されたところを、2,186人に訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員

それでは、数点質問していきたいというふうに思っております。

まず1点目は、大谷翔平がグローブを各小学校に寄贈ということでありまして。皆さん御案内のように、アメリカメジャーリーグの大谷翔平選手が自身のSNSで、日本国内の全小学校約2万校に約3個、合計約6万個のグローブを寄贈するということを発表いたしました。非常にうれしい話題であります。全世界で注目している、各社マスコミも取り上げ、今日は入団会見を行っているようでありまして。大谷選手と契約する某メーカーは、3個のグローブについて、右利き用2個、左利き用1個の内容で小学校低学年

用サイズであります。

大谷選手は幼少期から多くの子供たちに野球の楽しさやすばらしさを体験して、ひいては野球の普及と子供たちの体力向上や健康増進に貢献したいと願っております。そして、このプログラムをスタートしたということだろうというふうに思います。大谷選手は、「野球を通じて元気に楽しく日々過ごしてもらえばうれしいです」というコメントをしております。

そこで、教育委員会を通じて、この12月から来年の3月をめどに学校に送られてくるということですが、この贈り物をどう生かすのか、どう生かしてやるのか、教育委員会のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○原田学校教育課長

大谷翔平選手からの全国の小学校へのグローブの寄附につきましては、スポーツ庁及び山口県教育委員会の学校安全体育課を通じて11月に調査があり、光市においても寄附として届くということとの連絡が入っております。現時点でいつ届くかについては明確ではございませんが、1月頃になるのではないかとこの予定でございます。

なお、県の教育委員会からは、ジュニア用グローブが3個、各小学校に届くと知らされております。

この寄附されたグローブの取扱いについては、届く時期などが確定し次第、スポーツ庁や県の教育委員会からの通知等、あるいは学校の意見を参考にしながら検討していきたいと考えており、現時点では市として統一的な対応ということは考えていないところでございます。

大谷選手御自身の御意向にも添えるよう、有効に活用できる方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○中本委員

スポーツ庁から、あるいは県のほうからそういう連絡があったということで、そうだろうというふうに思っております。

パソコンの中でいろいろ検索してみますと、全校児童9人、男子5人、女子4人と、女子児童でもクラブを使ったことはないけれども、クラブが届いたらキャッチボールをしたいと。また、わくわくすると、早く投げる練習がしたい、全国の子供たちが待ち望んでいるというふうに思います。私もスポーツ大好き人間でありますので、わくわく、早く触れたい、見たい、待ち望んでいるわけであります。

ただ、届いていないので、まだそのあたりが具体的なことが言えないということでもありますので、ちょっと提言をしてみたいというふうに思います。届いていたら、どんな形でも何かのセレモニーをして、子供たちにこんなすばらしいグローブをいただいたというようなことが必要だというふうに思っておりますが、そういうことはいかがでしょうか。

○原田学校教育課長

やはり、各校の意見等も踏まえながら、そういった何らかのセレモニー等、必要性があれば、また検討していきたいと考えているところでございます。

○中本委員

しっかりと検討を前向きによろしくお願いをしたいと思います。

グローブが3つありますので、1個については、学校の玄関に展示して、児童の保護者、あるいは地域の方々にお見せするというのも必要だというふうに思いますが、ぜひそういうことも含めて検討材料にさせていただきまして、セレモニー含めてよろしくお願いをしたいと思います。

世界で活躍の大谷選手、岩手県水沢市出身の29歳で、投手と打者の両方をこなす二刀流として、アメリカで活躍をしております。まさに日本の誇り、偉大な選手から届いた宝を感謝の気持ちを表して、末永く大切に使うしてほしいというふうに思っております。

しっかりよく検討されまして、ただの記念品にならないように、そのあたりは事前にしっかり検討し、教育委員会としての方針も示してほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

このほうは終わって、次に、令和6年度は合併して20周年を迎えます。スポーツ推進課として、合併20周年の記念大会、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○三好スポーツ推進課長

新市誕生20周年記念事業の実施でございますが、現時点では既存のスポーツイベントを充実させ実施する場合や、記念事業として新規の事業に取り組むなど、これから検討してまいるところではございますが、いずれの事業も市民の皆様に対しましては、する、見る、支えるといったスポーツ活動への参画が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

スポーツの町として、光市は過去発展をしてみいました。某企業の野球部が全国に行って、非常に市内を賑わせた。さらには高等学校が甲子園に出場したというような状況で、市民の大きな話題と元気をいただきました。スポーツは、今までいろんなスポーツをしてこられておりますが、過去には、市内一周駅伝、あるいは藤公のマラソン、ビーチランもありましたね。

特に、大和で行っていた藤公のマラソン、伊藤博文公の冠をつけたマラソンであります。全国から500人という選手がまいて、そこでスポーツ、マラソンを楽しんで帰ったような実績があります。市内一周駅伝もありました。しかしながら、いろんなスポーツの環境が非常に厳しい状況の中で、発展的に解消されまして、ニュースポーツに取り組んでおられますことはよく分かっております。

ぜひ、このスポーツを通じて発展的に解消した、以前に戻るような感じのすばらしい、市民が期待するようなスポーツ推進課で、20周年記念大会をぜひ成功するように待ち望

んでおりますので、改めて、また3月の予算議会がありますので、そこでしっかりと中身についてはまた質疑と提案をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

まだたくさんありますけど、どうでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

それでは、引き続き時間をいただきたいと思います。

伊藤公記念館において、合併20周年記念行事についてのお考えをお聞きしたいと思います。

特別展と伊藤家愛蔵品ふるさと光市の贈り物というのが、こういう形で約3か月間にわたり開催をされました。先ほどのように、たくさんの人たちが来館をされまして、愛蔵品を見て楽しく帰られたという話を聞きました。

さて、月日がたつのもあつという間で、もう合併20年になります。教育委員会において、令和6年度の20周年記念事業について検討しておられるかというふうに思いますが、今回は私が提言をして、後ほどお考えをお聞きしたいと思います。

私たちは、この世に生を受けて命を授かっております。誕生日や毎年迎える記念日で家族や友達と集まり、ケーキを食べたり、そしてプレゼント、誕生パーティーをするなど、これが一般的な文化であるというふうに思っております。

そこで、伊藤博文公の誕生日、9月2日でありますので、同じ誕生した市民に公募しながら、いろいろ公募して、たくさんの方々が9月2日の誕生日をお祝いするということの提言であります。オープニングセレモニーにおいて、その20周年、誕生日や9月2日の方々を集めて盛大に行うということではありますが、そういうお考えがあればどうかというのを、ちょっとお伺いをいたします。

○国広文化・社会教育課長

現在、合併20周年において、伊藤公資料館として様々な行事を、どんなことができるかということで調整をしております。合併20周年、また伊藤公の記念日を同時に市民の皆様と一緒に祝いすることにより、光市全体の機運を高めていくことができるのではないかと考えております。

合併20周年にふさわしいイベントとなるように、様々な取組を行っていきたくと今、考えておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

具体的な提言をいたしております。東京の品川では、伊藤博文公の墓前祭というのを盛大にやっております。品川には、伊藤公のお墓、奥さんのお墓とそして神社があって、すごいい場所に伊藤公の公園もありながら、品川区を上げてそういう取組を行ってお

るということでもあります。

私もちょっと墓前祭には出席をしながら、その光景を見ながら、光市でも何か企画したら面白いかなというふうにずっと思っておりました。墓前祭は東京でありますので、それでは光市では誕生祝いをみんなでそろってやったらどうだろうというふうに思っております。

ぜひ、教育委員会の中でも真剣に考えていただきまして、20周年をみんなで祝わなければいけないというふうに思います。誕生日に同じ人が集まって、一緒に記念講演会を、ウォーキング、あるいはミニツアー、あるいはクイズをしながら、そして、伊藤公の銅像であります、公園には座像があります。実像は記念館の前、旧千円顔出しパネル、生家、産湯の井戸と、ふれあいの場、伊藤広場があり、いま一度改めて見つめ直す機会であるというふうに思っております。

だんだん歴史と文化が遠くなっていくような気がいたしておりますので、ちょっとそういう心配の面もあります。もうちょっと文化と歴史に目を向けてまちづくりをしていただかないと、だんだん文化と歴史が遠くに行ってしまうと。後世に歴史を引き継いでいくという私たちの責務であろうというふうに思いますので、そのあたり含めて、伊藤公記念館を20周年でお祝いしようというような提言でありますので、ぜひ升教育部長にそのあたりの何かの考えがあれば、ちょっとここでお聞きをしておきます。どうぞ。

○升教育部長

委員から御指名をいただきまして、考え方をということでございます。

教育委員会、様々な分野がございますけれども、ただいま委員が言われましたように、文化、歴史に目を向けたまちづくり、これは非常に重要な観点と思っております。ソフト、ハードともに取り組んできたところではございますが、御提言のあったように、合併20周年、これも一つの契機であろうかと思えます。担当課を挙げて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

突然の御指名、大変失礼をいたしました。部長から心強い思いを言っていただきまして、本当にありがとうございました。

誰が文化と歴史を情報発信していくのか。私は会派で視察に行ったときは、北部にはロマンを経てた歴史ある石城山があって、その山麓には初代内閣総理大臣の誕生地でありますので、記念館と資料館があって、多くの人たちに情報発信しているところでありますという市の紹介を必ず頭につけて紹介をしております。

ぜひ、教育委員会の皆様でも、しっかりそのことを胸に秘めて、文化と歴史にもう少し目を向けましょう。今、一生懸命、小中一貫校で、大体道筋がついた。それは教育長を始めとする教育委員会のメンバーの努力のたまものだというふうに思っておりますので、そこで小中一貫校がめどをついた中ではありますが、目をちょっと向けた文化と歴史にもしっかり目を向けていけないと、将来にわたって、今、立派な施設があるのを、

うまく情報発信して、アイデアを出して、マスコミ媒体を通じて情報を県内外に知らせるという大事な仕事を、それが 20 周年の記念事業なんでありませう。よろしくお願ひをしたいというふうに思ひませう。

以上で、提言しながら質疑を終わります。よろしくお願ひいたします。

○林委員

それでは、よろしくお願ひいたします。11 月 30 日、大和中学校の生徒 124 名で、中学生の手で大和をきれいにし、生徒会の美化委員長が地域の人とも交流しながら活動しましょうと。そもそも、令和 3 年、生徒総会の美化委員が、そのときの委員長が、大和地区の中学生への力できれいにするボランティアをしませんかと提案されスタートしたわけですが、このたびも 124 名の中学生が、塩田地区、東荷地区、岩田地区、三輪地区の各地域で清掃活動を行われました。分別しながら清掃活動をしてくださいました。大和地域に住む生徒が、自分たちの住む町を大切にしたいと思う気持ちで実行してくださったことを、とても心豊かな子供たちに誇りを持って過ごしている次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初に、学校に設置されている自動体外式除細動器（AED）についてお尋ねします。設置場所はどこでしょうか。AED の使用方法を含む応急手当の方法の講習を、先生方に実施されているのかお尋ねをいたします。

○吉永教育総務課長

ただいま、AED の設置状況についての御質問等いただきました。

まず設置でございますが、市内小中学校に各 1 か所設置をしております、小学校 11 か所、中学校 5 か所、計 16 か所でございます。場所は全ての学校、いずれもそうですが、事務室または玄関付近に設置をしているところでございます。

次に、先生方の講習の実施状況ということでの御質問をいただきました。こちらにつきましては、今年度は小学校におきましては全ての学校で行っております、中学校につきましては、まだ未実施のところもありますが、今年度中に実施をする予定としております。

定期的に毎年度、これは消防の出前講座等を活用してですけれども、AED の使用方法について学んで、いつでも使用ができるような状況にしているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

地域に開かれた学園づくりを進めていらっしゃいますけれども、この AED は、現在、館内に設置されております。また、館内が休館時や時間外的时候には閉館されております。だから、今、開かれた子供たちにもっともっといろんなことを教えていただき、今後、児童生徒のみならず、地域の方々が AED を利用することも考えられることから、

ぜひAEDの設置の在り方について御検討いただきたいなと思っております。

○吉永教育総務課長

今、御質問いただきましたように、AEDにつきましては、全て館内に設置しているところでございます。県内他市の状況を見ましても、例えば、使用につきましては、社会体育としての御利用であったり、そうした視点から外に設置をしたり、24時間使えるような状況にしている学校等もありますことから、そうした部分を参考にしながら、今後、設置の在り方については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

検討していただくということで、ありがとうございます。

学校ですと、休みの日とか体育をする場合がありますよね。そういうときに、何らかの形でAEDを使わなければいけない事態が起こるかもしれないので、ぜひとも御配慮いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは学校での教育について、3点お尋ねをさせていただきます。

1点目は、深刻化するオーバードーズについてお尋ねいたします。

これは、孤独感や孤立感から逃げ出したい、また子供たちが抱える家庭問題、友人関係等々で悩んでいる子供たちが、多量の薬物を服用している状況というのは、身近でなかなか見れませんが、そういうことも起こっているということも聞いておりますので、この点を教えていただきたいと思っております。続けていいですかね。

2点目に、全国で、これとても衝撃的な話なんですけれども、15歳未満の妊娠中絶でという耳を疑うような報告が出ております。このことについてお尋ねいたしますが、前年度に比べて22件増えて147件ということでございます。15歳未満でございますから、大変心の痛みとか、今後、人生の指針も、自分自身の人生の心も変わって、生活することもなかなか大変だと思うのですが、どのような御指導をされているのでしょうか。

もう1点、これ小中高校生のことでありますけれども、本年10月の自殺、過去5年の最多で、自ら命を絶った小学生、中学生、高校生が45名ということであります。小学校で男の子1人、女の子1人、中学校で14名、男の子8人、女の子6人、高校生で男の子16人、女の子13人ということでございます。これは1か月でありますので、とてもびっくりいたしました。

今年の1月から10月までの自ら命を絶った児童生徒は352人ということでございます。その中で、1年間で一番自殺を凶るといえるのでしょうか、心の悩みを持ったお子さんたちが、4月、10月がとても多いということです。4月は48人、10月は45人、先ほど申したとおりでございますが、こういうのもちょっと大変心が痛みますけれども、やっぱりどこかにお話ができる、誰かが寄り添ってくださる、そういうことがとても大切だと思うんですけれども、意外とこういうことも表に出てこないもので、心の悩みというのは深いんだなということを感じました。

この3点について、教育委員会では、所管では、どのようなお取組をされているのか

教えていただきたいと思います。

○原田学校教育課長

委員のほうからは、オーバードーズ、それから妊娠中絶、自殺の予防についてお問合せいただきました。

まず、市販薬等を過剰接種する、いわゆるオーバードーズそのものに関する内容といたしましては、中学校2年生の保健体育科の保健分野において、薬物乱用と健康という単元で扱うこととなっております。その中で、薬物は本来の目的とは異なる用法、用量で用いると、体に影響があることや、場合によっては法に触れることなどについても学ぶこととなっております。また、警察署等の専門家と連携した薬物乱用防止教室を、全小中学校で年1回程度実施しているところでございます。

続きまして、妊娠中絶になりますけれども、こちらにつきましては、教科等の学びの中で直接的に触れることはございませんが、命の大切さについては、理科や技術家庭科の家庭分野、保健体育科、道徳などにおいて取り扱うこととなっております。また、福祉部局の子ども家庭課によるパパママ事業の一環として、中学校3年生を対象に命の授業を実施し、専門家による講話を行っていただいているところでございます。

続きまして、自殺の予防に関しましては、まず小学校5、6年の保健の授業の中で、心の健康を扱いまして、悩みがあれば相談すること等の大切さ、この辺りを学ぶところから始まりまして、各校においては、未然防止の視点から心身の健康状態の把握に常に努めているとともに、週1回の生活アンケートや定期的な教育相談も実施しているところでございます。また、自傷行為等が見られる児童生徒については、保護者や福祉部局、専門機関等と情報共有するとともに、連携した対応を行っているところでございます。

さらに、全ての小中学校において、心の専門家であるスクールカウンセラーによる心理教育プログラムを実施しております。特に自殺対策として、SOSの出し方に関する教育を夏休みまでに実施してもらおうようになっており、各学校において配置されているスクールカウンセラーが授業を実施しているところでございます。

加えまして、健康増進課のゲートキーパー研修が教職員を対象に実施されているところでございます。児童生徒に接する機会の多い教職員が悩んでいる様子に気づき、見守り、必要な支援につなぐための研修を受けているところでございます。

以上でございます。

○林委員

御答弁ありがとうございました。

とても難しい問題で目に見えないというのでしょうか、心の悩みというのは、なかなか口に出してくれないということが多いと思いますけれど、やはり先生もとても多忙な中、いろいろと御配慮をいただいているということは、とてもうれしく思っております。

特に、薬物の乱用というのは、知らないうちにそういうことをしてしまうというのでしょうかね。自分がというよりもほかの方から進められてとか、いろんな形があると思うんですよね。ですから、そういうところを、今、おっしゃったように、スクールカウ

ンセラーとか先生方がしっかりと目を向けてあげていただきたい。子供が悩んでいるなということ、何かあればそういうところに相談したらいいよとかいう何かのシグナルを出していただきたいなと思っております。

全国で15歳未満の妊娠中絶ということですが、本当にこれ衝撃的で、15歳ぐらいですから本当に自分で知らないうちにそういう形になっていることもあると思いますので、いろんな方に、田舎だからというんじゃなくて、お誘いを受けないようにということも必要でしょうし、保健のほうの御指導もあったり、道徳でもそういう御指導もあるということですので、少々安心はいたしました。

それから、今の自殺の問題ですけれど、やはり4月、10月が年間通して多いということですけど、その部分でちょっと長期休業かな、やっぱりいろいろあると思うんですけど、その点だけちょっと教えていただきたいと思っております。

○原田学校教育課長

自殺等の多い時期についてお問合せいただきました。

平成27年度版の自殺対策白書によりますと、18歳以下の自殺者においては、夏休み明けの9月1日が最も多く、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があると。児童生徒にとって生活環境等が大きく変わる景気に、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられるとされております。

そのことから、市内各校には長期休業明けの児童生徒への見守りの強化であったり、あるいは声かけであったりというところを集中的に行うようお願いするとともに、長期休業中のICTを活用した教員と児童生徒のやり取り等も好事例として紹介をしているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。いろいろと御配慮いただいていること、よく分かりました。

本当、心の、何て言うんでしょうか、中はちょっと見えにくいもので、けがしていればすぐ対応ができますけれど、心模様というのは分かりませんので、いろんな命の大切さとか、いろいろと、今、教えていただきましたけれど、平素よりしっかりと御指導いただいておりますこと、よく分かりました。ありがとうございます。

児童生徒に寄り添い、いろいろな形で、いろいろな観点から命の大切さをしっかりと心配り、目配りをしていただき、守っていただきたいなと思っております。大変お忙しいと思いますが、そういうちょっとした気づきが一番の救いになるのではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点いいですか。

先日、12月9日土曜日に、光市民ホールの大ホールで、光市人権を考えるつどいがございました。詩人で児童文学作家の藤川幸之助氏が御講演されました。支える側が支えられるとき、どういことを言われるのかなと思つてとても注視しておりました。御講演いただきまして、御自身の認知症のお母様を介護されて大変だったこと、親子だから

言えるとか、親子だからすごく深く傷つくということも感じ取ったわけですが、このとき私はとても感銘も受けましたけれど、その中で、私たち、先生のお話を受ける側が、大ホールに何となく空きが多く見られたのではないかなと思いました。申し訳ない気持ちになったわけですが、どのような方々に御案内を、また参加を募ったのか教えてください。

○国広文化・社会教育課長

このたびの人権を考えるつどいの周知の方法ということでございますが、チラシを約7,000枚配布させていただいております。こちらは学校関係者、教員、保護者、コミュニティ協議会、それから人権推進協議会、人権教育指導者研究会、それから各コミセン等に配布もさせていただいております。

また、そういった会合のときに、チラシを配布させていただいておるといふ、周知の方法を今回は取らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

多方面にチラシを配られて、御案内をされたということでもあります。たまたまこの日が御都合がつかない方もたくさんあったのではないかと推測いたします教育長さんが最後に御挨拶いただいた中で、私たちにも教えていただいたのが、「今日、お聞きになった御講演を皆様が持ち帰って、地域の方、皆さんにお伝えください」というお言葉がありました。とてもそうだなと思いつつ、でも、講演者にとってはたくさん入って聞いていただくのが、少ないとは思っちゃないか分かりませんが、そういうことはとても感じてしまうんじゃないかなと思って、私のほうが案じたわけですが、支える側が支えられるとき、とても心優しくなるような御講演でございましたが、やはり身内だから、逆に、何て言うんでしょうか、ひどくしてもいいような気持ちになったり、放っておけばどうにかなるという気持ちになったりするか分かりませんが、やはり認知症であっても、桜を見ると春を感じる、そういうことを御講演の中であつたんですよ、お母様をお連れして。やっぱりそういうことも、私たちは認知症と言ったら、分からないんだからそんなに外に出すのが何かというふうに思うことが多いと思いますけれど、この言葉は、私、皆さんにはそんなにたくさんじゃないですけど、何人かにはその話はしてまいりましたけれど、そうなんですよね、認知症だから外に出すまいとか、大変だから仕事をちゃちゃっと済まして、お買物も自分で行ってきて、待たしておこうという気持ちになるのが、現在の私かも分かりませんが、どんな方でもそういうふうな昔のことはしっかりと覚えていただいている、お母さんと一緒に行った桜の花を見て、春ということをお気づきになったということは、私、感銘を受けたわけですが、これからはしっかりとこういう人権のつどい、多くの方に来ていただけますようお願いいたします、要望としていたしまして終わります。ありがとうございました。

○早稲田委員

それでは、数点質問いたします。

まず、修学旅行について質問します。

過去3年間のコロナ禍では修学旅行は、生徒さんは楽しみにしていたかもしれないけれども、中止や制限などがあったと思うんですけれども、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しまして、今年度はどのように行われているのか、お示してください。

○原田学校教育課長

修学旅行についてのお問合せですけれども、各小中学校とも、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大前と同様の時期に、小学校が1泊2日、中学校が2泊3日の宿泊を伴う修学旅行を実施できているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

小中学校とも行われているということですが、特に新型コロナウイルスの感染症に対する対策等については、何か施しておられるのでしょうか。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルス感染症等への対策ということですが、まず罹患している子供たちについては、当然この行事にも参加ができないといったことはございますけれども、そのほかについては、これまでの学校等でも行われております手洗いであったり、うがいであったりといった身の回りでできる感染症対策を丁寧にしながら対策をしていると認識しております。

以上でございます。

○早稲田委員

修学旅行は通常どおり、もう行われ始めているということで、ただコロナや、今、インフルエンザとか油断もできないので、そういった日常の感染対策も気にしながら、生徒たちが楽しんで修学旅行に行ければいいと思いますので、引き続き速やかに実行できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、令和5年度当初予算の概要に記載されていた事業について、数点確認したいので、現在の状況についてお尋ねします。

まず、学校ICT支援事業について質問します。

令和5年度予算の概要に、学校ICT支援事業、令和6年度のデジタル教科書本格導入に向け、令和5年度に一部提供されることとなるデジタル教科書等への対応として、支援を充実というふうに記載されていましたが、現在の状況についてお示してください。

○原田学校教育課長

児童生徒1人1台のタブレット端末環境を有効に活用した事業などが展開できるよう、文部科学省では、学習者用デジタル教科書の学校現場における実践的活用を進めつつ、デジタル教科書の利点や課題の研究を行う目的から、学習者用デジタル教科書普及促進事業として、学校現場にデジタル教科書を提供し、実証研究を行っているところでございます。

この事業により、デジタル教科書のうちの英語については、市内の全ての小中学校を対象に提供されております。また、算数、数学につきましては、小学校5校、中学校2校を対象に提供されているところでございます。提供を受けた学校では、教員、児童生徒を対象に、これからデジタル教科書の使用状況や教育上の効果に関するアンケート等が実施され、導入効果や傾向、課題等の分析を行うこととされております。

学校に聞きましたところ、教科書の内容に合った音声や映像資料が閲覧できるといった利点であるとか、あるいはタブレットを登下校時に持ち帰れば、重い教科書を持ち帰らずに済むといった利点がある反面で、電波状況の影響を受けやすい、あるいは本市が導入しております授業支援アプリケーションのほうが、協働的な学びには使いやすいといったような声も入っているところでございます。

こうした国の事業等を活用しながら、デジタル教科書の効果的な活用方法や必要性の有無等について、今後も検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

現在の導入状況について、お伺いしました。

英語と算数、数学のところでデジタル教科書を導入して、今、アンケートを取ったり、効果的な授業ができるように、今、試しているような期間になるのでしょうか。ということで、せっかくいい教材があっても、授業のやり方というか内容によると思いますので、先生方にも研究を重ねていただいて、より生徒さんたちの授業が進みますようお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

先ほど、先行委員のほうから、スクールカウンセラーについての答弁をいただくようなことが出てまいりましたけれども、光市のスクールカウンセラー派遣事業についてお尋ねします。

今年度は60回派遣可能な体制に強化するというふうに記載されていましたが、現在の状況はいかがでしょうか。また、実際の相談者は児童生徒さんのみなのでしょうか。それとも保護者とか、そういった場合もあるのでしょうか。お尋ねします。

○原田学校教育課長

光市スクールカウンセラー派遣事業では、委員お示しのとおり、令和4年度より派遣回数を12回から60回に増やして、相談体制を充実させ、学校数や児童生徒数に応じて、5中学校区に振り分けているところでございます。年間を通して、山口県からの派遣の

スクールカウンセラーと、またスクールソーシャルワーカーの派遣もございますので、そういった事業等とも両立させながら、相談体制を充実させていただいているところで

す。
現在のところ、ほぼ昨年度並みのペースで活用が進んでいると考えております。実際の相談者については、児童生徒のみの場合もあれば、保護者も同席される場合、あるいは保護者の方と直接相談されるケースなどもございます。

相談内容については、児童生徒からは学習面のことや進路に関すること、あるいは人間関係や感情のコントロール、心の健康などについての相談が多いと聞いております。また、保護者については学習面のこと、心身の健康のこと、あるいは不登校等に関する

こと、医療機関のこと等が多いと教育相談担当から聞いています。

以上でございます。

○早稲田委員

12回だったものを60回に拡充して支援しているということで、確認できました。あとは相談者も児童生徒さんのみじゃなくて、保護者の方も対応しているということで、やはり生徒さんの悩みはあるけれども、保護者の方も今の答弁にもありましたけれども、不登校のこととかをやっぱり相談する保護者の方も心配されていると思いますので、今後も活用していただいて、生徒さんや保護者の方の相談に対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問なんですけれども、日本語学習支援事業についてお尋ねします。

令和3年度から外国人児童、確か3名とそのとき言われていたと思うんですけど、日本語指導員による日本語の初期指導を実施していたと思いますが、現在はいかがでしょうか。お尋ねします。

○原田学校教育課長

日本語学習支援事業についてのお尋ねです。

日本語学習支援事業につきましては、令和3年度は2名と、4年度は3名、5年度は5名について日本語指導を行っており、令和3年度から日本語指導を受けている2名の児童につきましては、当初は日本語の学習とともに文字や文形などの日本語の基礎的な知識や技能を学んだり、教科の補修等を行ったりと個別学習を行ってございましたけれども、その取組により日本語の聞き取りや表現が身につく、今年度は学級の中で支援を受ける場面はあるものの、自信を持って集団に参加できるようになっている状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

年々人数が少しでありますけど増えているということで、日本に勉強に来られている生徒さんですかね、どうしても言葉が通じないとなかなか勉強も進んでいかないので、しっかり日本語を教えていただいて、学習に励んでいただけるようにフォローをお願い

したいと思います。引き続きお願いします。

次の質問です。周防の森ロッジ主催事業の充実ということで、親子を対象とした施設の開放や各種団体との協働による自然体験講座等を開催し、少人数グループに対応した備品等を充実ということで、備品購入等の予算が上がっていたかなとちょっと思っているのですが、どのような備品をどのように活用したのかお示してください。

○国広文化・社会教育課長

備品の購入につきましては、タープセット 10 組、タープというのはテント素材で簡易的な屋根のようなものをつくるものでございます。それから屋外用の折りたたみのコンパクトチェアを 40 脚、バーベキューセットを 10 組購入しております。

こちらのほうは、毎月第 3 日曜日に開催しております家族ふれあいの日に施設利用する御家族、またボーイスカウトなど社会教育団体や周南公立大学と連携事業を行っておりますので、そういったところで幅広く施設利用者に活用されているところでございます。

特に、家族ふれあいの日に施設利用された御家族からは、「食材以外は手ぶらで来ることができて非常にありがたい」というお声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

購入した備品がきちんと使われているということが理解できました。また、今、おっしゃられたみたいに手ぶらで行けるとするのはとてもいいと思います。キャンプとかいろいろそういう家族で何かしようと思って、それだけの大荷物を持っていくと大変ですので、そういったものを利用させてもらいたいと思います。

最近ちょっと天気がよいというか、まだまだ暖かい日が続いているから、引き続き行かれる方もいるのではないかと思います。対応よろしくをお願いします。

あと 2 点になります。

スポーツの施設の整備事業、大和総合運動公園に消火栓用バッテリーの交換や勤労者体育センターの体育室、ハンガー引き戸の改修と書いてあったんですけども、もう実施されたのでしょうか、お尋ねします。

○三好スポーツ推進課長

大和総合運動公園消火栓用バッテリー交換につきましては、火災時の災害時における消火設備の動力を蓄電池で補完するものでございまして、9 月末には交換作業が完了しております。勤労者体育センターのハンガー引き戸につきましては、3 か所ございまして、1 年 1 か所を修繕し、今年度から 3 か年かけて鉄製の扉からアルミ製の扉へ交換する予定としてございまして、今年度につきましては、既に体育館入口に入られて、右側のドアを 9 月末に修繕が完了しているところでございます。

○早稲田委員

実際の改修事業がどの程度進まれたかなというのがちょっと気になりまして、お尋ねしました。勤労者体育センターについては3年かけてということで、今、1か所終わったということをお伺いできました。

私の最後の質問なんですけれども、細かいことかもしれないんですけれども、各小中学校の備え付けの牛乳保冷庫のうち2台を計画的に更新するというふうに上がっていたんですけれども、どこの学校でしょうか。また、更新されましたでしょうか。お尋ねします。

○高橋学校給食センター所長

今年度は、室積小学校と島田小学校の牛乳保冷庫各1台を更新することとしておりまして、年末までに両校に納品、設置される予定となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

室積小と島田小ということで、年末までに完了するというので、こちらもしっかりきちんと更新していただきますようによろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○林委員

先ほど質問した中で、これ小さいか大きいかわかりませんが、光市人権を考えるつどいの際に、実際にこのパンフレットを7,000枚作成されたということでありましたけれど、これはみんな学校関係者とか保護者等々、先ほど言われた方々にみんなお配りになったのでしょうか。そのほかの活用方法は何かありましたでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

チラシの配布については、各学校の関係者、コミュニティ協議会のチラシ置き場に置くとか、コミュニティ協議会の役員さんに配付する、人権推進協議会の会員さんにお配りする、人権教育指導者研究会の会員さんにお配りする、それと人権を考えるつどいまで開かれることあるごとの会合において、その会議出席者の方にお配りする、そういった形で周知のほうを広めてまいった次第でございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。

それと、いわゆる先ほどいろいろおっしゃったけれど、ちょっとこれ企業は入ってなかったのかなと思いつつ、そういうところにも啓発して、少人数でもこれを啓発したり、教育委員会が積極的に行って御説明されることがとても重要だと思いますけれど、そういう御計画はどうでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

各会合の中でお配りしたというところなんかでは、市内の医療機関とか高齢者福祉施設、そういった方が出席されておられるときには、そういう方々にも配付をさせていただいております。企業というお言葉をいただいております。企業につきましては、今、ちょっと人権教育課のほうでは市内の企業に飛び込みではありますけれども、訪問させていただいて、社内の新人社員研修とか管理職研修といった一コマをいただいで、企業の中での人権研修を開催することを行っております。そうすることによりまして、1人でも多くの方に人権について少し立ち止まって考えていただくことで、多様な人権の現状を伝える取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。

多岐にわたってしっかりと取り組んで、また企業とかいろんなところに御訪問されて、いろんな啓発をされていること、よく分かりました。これからもしっかりといろいろな問題に取り組んでいただきたいなと思っております。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第66号 光市手数料条例の一部を改正する条例

説 明：藤井情報・DX推進課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

キャッシュレス決済の導入に向けて、議案書の27ページのところで、こちらのキャッシュレス決済を利用した納付についてなんですけれども、28ページに書いてありますように、クレジットカードや電子マネー等による決済に対応したレジを導入すると書いてあるんですけれども、どちらに何台導入されるのか、もし分かれば教えてください。

○藤井情報・DX推進課長

設置場所と設置台数について、御質問かと思えます。

まず、キャッシュレス決済端末と自動釣銭機付きのレジ、こちらにつきましては、市民課の戸籍住民係、それから、収納対策課と税務課の境界付近に設置いたします。それから、福祉総務課、支所、出張所の6か所については、キャッシュレス決済端末と通常のレジを設置いたします。

以上でございます。

○早稲田委員

本庁だけでなく支所等にも入るということで理解いたしました。

以上です。

○西崎委員

出張所にも1台置くということですが、牛島出張所に置きますか。どうですか。

○藤井情報・DX推進課長

牛島出張所に関しては対象としておりません。

以上でございます。

○西崎委員

そうだろうと思っておりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第59号 令和5年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

それでは、数点の質問をさせていただきます。

ふるさと光の会についてでありますけども、今年度、7月1日に開催されましたが、郵送やメールなどの案内方法、また、案内数、そして、参加数をお示してください。

○佐々木企画調整課長

こんにちは。ふるさと光の会についてお答えいたします。

ふるさと光の会は、関東地域周辺に在住する本市出身者など、ゆかりのある方の会で、委員御案内のとおり、本年7月1日に東京のベイサイドホテルアジュール竹芝で開催されました。

前日から当日にかけて、光市で大雨が続いた影響で残念ながら市長と議長の参加はできませんでしたが、コロナ禍を経て4年ぶりに開催することができ、会員の皆さんは久しぶりの再会で大いに盛り上がり、光市への思いを語り合っただけのものと考えております。

さて、御質問の案内方法でございますが、従前より総会・交流会の開催チラシと返信用はがきを同封した会員宛の御案内を会において郵送しているほか、市ホームページに情報を掲載することで、多くの光市ゆかりの方々に周知いたしております。

案内の数につきましては、会員252人のほか、来賓などの関係者を含めておおむね300件の御案内をしております。

参加者の数につきましては、会員などの一般参加が47人、来賓が12人、市の職員4人、合計で63人ございました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

来年は新市誕生20周年ですが、特にどのような企画を考えられていますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

交流会の企画につきましては、ふるさと光の会の役員において、主体的に検討をされておりますが、現時点では詳細な企画はされていないようでございます。

20周年に当たっての企画の支援依頼などがあれば、市からの情報提供をして協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。詳細はまだ決めていないということで理解いたしました。

これにつきまして、先ほど郵送での案内とありましたけども、実際には、メールとか、LINEとか、そういうふうなものについて案内をするというふうなことは考えられていますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

案内の手法につきましては、これについても、会において主体的に判断されるものでございますが、現時点で、郵送以外の手法については検討されておりません。ただし、個々の会員の御希望に沿ってメールで送付するといったことについては、これまでも行っているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。できるだけ多くの方に簡単な方法ができればと思います。

それと、あと、細かい対象者についてなんですが、光市出身者及び所縁の関東地域在住者というふうになっておりますけども、実際には、入会、あるいは総会の案内ですが、所縁とあるというのは、どの辺の内容になりますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

正確な把握はしていないんですが、光市が出身地であるということがそのほとんどかというふうに思います。

そのほかは、例えば、出身は光市ではないんだけど光市に住んでいたことがあるというような方や勤務する会社の関係といったような方もいらっしゃるように思います。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

あと、そのほか、関東在住とありますが、特にその辺の地域の限定はなく、東京に参加できればいいというふうな感じの対応でよろしいですか。

○佐々木企画調整課長

総会・交流会の参加についての御質問というふうに思いますが、関東地域在住者に限らず、もちろん東京に来て参加することができる方であれば、ぜひ、御参加いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう意味で、またいろんな方に案内をしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

それと別の件ですが、LINE公式アカウントでありますけども、登録数につきまして、先ほど確認しましたら3,818となっております。少しずつですが増加をしております。今年度の月ごとの登録数の推移をお示しく下さい。

○藤井情報・DX推進課長

LINE公式アカウントの登録数につきましては、委員御認識のとおり、少しずつですが登録者が増加しており、11月末時点においては3,781件、委員会開始直前の数字では、今、委員からも御紹介がありましたように3,818件となっております。

お尋ねいただきました今年度の月ごとの登録数の推移につきましては、月末時点の数字で申しますと、令和4年度末の2,580件から、4月は271件増加し2,851件、5月は211件増加し3,062件、6月は122件増加し3,184件、7月は144件増加し3,328件、8月は110件増加し3,438件、9月は102件増加し3,540件、10月は132件増加し3,672件、11月は113件増加し3,785件となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。100ないし200、着実に増えていると思います。この目標が5,000件とありますけども、これも達成できるような気がいたします。

いろんな形で御案内をしているんですが、これを知ると、非常にいいことを聞いたというふうに言われる方も結構いらっしゃるので、できる限り、また進めてまいり痛いと思います。

また、この登録の推進について、その後、特に行われているようなことがありましたらお示しく下さい。

○藤井情報・DX推進課長

登録の推進につきましては、市ホームページ、市広報、チラシ・ポスターの掲示・配布は継続して行っておりますが、新たに、高齢者支援課の協力の下、いきいき百歳体操の実施会場に情報・DX推進課職員を派遣し、LINEの周知や登録の支援、また、スマホ購入支援の周知等を実施しております。

また、11月12日に開催された令和5年度光市総合防災訓練では、情報・DX推進課職員を派遣し、呼びかけやチラシの配布などを行うなど、周知を行っているところでございます。

さらに、現在実施しておりますスマホ講座では、LINEの操作方法等を学ぶLINEに特化した講座を開催しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。様々な形でやられていることを確認いたしました。

それから、別件ですが、防災指令拠点がもうすぐ供用となりますけれども、現在、本庁舎で行っているサーバなどの情報関係の設備やケーブル等の移設の作業のスケジュールが決まっておりますらお示してください。

○藤井情報・DX推進課長

防災指令拠点は、令和6年3月から供用開始が予定されておりますが、情報関係の機器の移設スケジュールにつきましては、防災指令拠点施設内へ入ることができる令和6年1月からとなっておりますので、12月までに事前準備を行い、1月から2月にかけて移設作業を実施いたします。

免震装置の設置や新しいサーバラックの搬入等、ネットワークの停止を伴わないものについては平日実施いたしますが、ネットワークの停止を伴うものについては土日等休日に実施いたします。

具体的には、1月13日の土曜日に、本庁舎と防災指令拠点施設間を接続する光ファイバー網を新設いたします。1月27日には、支所出張所等出先機関を接続する地域イントラネットの機器を更新するとともに、これまで教育委員会が担ってきたハブ局機能を防災指令拠点施設へ移設いたします。最後に、2月10日土曜日からの3連休において、現在、本庁舎に設置しているサーバやネットワーク機器を防災指令拠点施設へ移設いたします。

なお、業務システムの更新時期等の都合により、2月までに移設できないものにつきましては、3月以降に順次移設を行ってまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。細かい説明、ありがとうございました。

いろんな形で大変苦勞されると思いますけれども、順調に行くことを願っております。

以上です。

○西村委員

それでは、何点かお伺いいたします。

まず、光市のホームページについてなんですけれども、いろいろな方から検索という

か見ていただく1つの窓口になると思うんですが、なかなか必要な情報にたどり着けない、たどり着きにくいといった声をよく耳にします。私自身もいろんな調べごとをする際に検索を試みるんですけども、なかなか、ピンポイントで検索しないと当たらないということが結構ありまして、例えば、今、部とか、課ごとにページが多岐に分岐をしている、こういった状況かと思えますけれども、例えば、よく見る補助金は補助金、あと、助成金は助成金というような形で、まとめて分かりやすいような形で整理すること自体はできないものかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○北川財政課長

補助金のお尋ねでございますので、私からお答えをさせていただければと思います。

ホームページ、なかなか、ほしい情報にたどり着けないという御指摘でございますけれども、例えば、市の補助金を分かりやすくまとめた一覧を作成してトップページ等からリンクができるようにするなど、今後、整理の上、できるところから、順次、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ぜひ、よろしくをお願いします。

なかなか、情報の入れ替わりも激しかったり、過去にあつて今はもうないような情報というのも、たまにネット上には出てきたりすることもあると思うので、そういった意味でも、一定の整理をしていただければというふうにお願いをいたします。

それから、今のことに関連して、検索して情報を集めやすくする、ほしい情報にたどり着きやすくするため、そういった意味合いでは、SEO対策というのも非常に大事な側面なのかというふうに思うわけなんですけれども、そういった点に関して、今のところ、対策というか工夫はされているのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○藤井情報・DX推進課長

委員御案内のSEOとは、サーチエンジン最適化、検索エンジンの最適化の略でございます。検索結果に自分のサイトを上位表示させることで、グーグルをはじめとする検索エンジンからサイトに訪れる人を増やすために行う取組でございます。

委員御指摘のとおり、SEO対策を行うことにより情報を集めやすくなると考えられます。一方で、SEO対策には様々な対策がございますが、専門的な知識・技術が求められるものがございますので、職員で実施可能なものは限られており、例えば、現在の市のホームページを作成・編集を行うホームページ管理システムでは、SEOに関連する項目として、ページのタイトルやそのページの概要などが設定可能でございます。

今後、ページタイトルは掲載内容が容易に想像できるような内容を設定するなど、SEOの観点で対応可能なものについて、改めて周知することとしたいと考えております。以上でございます。

○西村委員

今、答弁いただきましたけれども、おっしゃるように、SEO対策というのは物すごく専門的な分野の1つに分類されるわけでありまして、私の記憶では、一応、グーグルとか、SEO対策、こういうワードを入れたら優先順位が上がりますというワード自体は、確か公開をされているというふうに認識をしておるんですけれども、その情報も日に日に変わるものではあるので、それを日々追いながら、適切なSEO対策をしていくというのは、本当に専門的なお話になっていくかと思えます。

とは言いながら、設定ができるもの、簡単な検索ワード、引っかかるワードを入れるということもできるかと思えますので、そういった意味で、できるところから取り組んでいただければというふうに、よろしく願いいたします。

それから、ふるさと納税について、お伺いをいたします。

ふるさと光応援寄附金について、ここ数年間の寄附の受け入れ状況は減少傾向であろうというふうに認識をしておりますが、その理由についてはどのように認識をしておりますでしょうか。お伺いをいたします。

○佐々木企画調整課長

ふるさと光応援寄附金について、お答えいたします。

寄附の受け入れ状況につきましては、令和2年度は1,674件、3,225万7,000円で、これまでで最も多い寄附をいただきましたが、その後、令和3年度は1,327件、2,344万9,000円、令和4年度は912件、1,518万円となりまして、減少傾向が続いております。

この理由につきましては、コロナ禍の巣ごもり需要の収束や社会経済状況の変化による影響が想定されるほか、特に考えられるのは、ふるさと納税の市場規模が拡大し、全国的な返礼品競争が激化している中で、これまでに本市が活用しているポータルサイト、ふるさとチョイスのほかにも大きくシェアを伸ばすサイトが複数現れてきており、結果的に、本市への寄附件数が減少したのではないかと分析をしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。やっぱりだんだん減少をしているということでもございまして、おっしゃるように、いろんなサイトであったり、競争の激化というところもあるというふうに理解をいたしました。

また、今、おっしゃったような原因、ふるさとチョイス以外にもいろいろなポータルサイトが立ち上がってきたというお話がありましたけれども、その原因を解消するために行っている対策であったり、どういった対策を考えているのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○佐々木企画調整課長

寄附者を募るポータルサイトによる広告や宣伝が、寄附件数や返礼品となる特産品の

送付に大きく影響をいたします。こうしたことから、本市の魅力を全国の多くの寄附希望者に訴求していくためには費用を考慮する必要もございますが、寄附希望者のニーズに応じて、できるだけ多くのポータルサイトで募集する必要があると考えております。

そこで、昨年末から新しいポータルサイトを追加して導入することとし、令和4年12月には、a u P A Yふるさと納税を、その後、令和5年3月に楽天ふるさと納税を、4月にセゾンのふるさと納税、今月、12月からはANAのふるさと納税とふるなびを新たに導入し、現在、6つのポータルサイトにおいて寄附の募集を行っているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ふるさとチョイスから5つ増えて6つのサイトに掲載をするような形で対策は取られているということで理解をいたしました。

ちなみに、その複数でのサイトの運用、掲載を始めてから、その効果については上がっているのでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

○佐々木企画調整課長

3月末から導入いたしました楽天ふるさと納税を経由した寄附が、現在、全体の約3割を占めておりまして、そのほかのサイトからも寄附が集まってきております。

また、11月末時点の寄附件数が797件で、前年同期と比べまして67%の増、寄附額は1,474万6,000円で、前年同期と比べて約2倍となっております。

もう少し様子を見てみないとはいっきりとは分かりませんが、少なくとも、ポータルサイトの複数導入の効果はあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。前年同期と比べて大分数字がいいということで、今年が、最後、締まってみないと何ともいえないところかとは思いますが、一定の効果はありそうだとということで理解をいたしました。

また、そのうち3割が楽天のポータルサイトを通じてということだったと思います。私も楽天経済圏を主に使っておるんですけども、やっぱり12月、この時期になると、ふるさと納税のポップアップが物すごく増えてくる。12月の最後に向けて駆け込み需要が物すごくあると、私の周りの方でも、そういった話がかなりホットになってくる時期ですので、そういった方にも、ぜひ、多分届いているだろうというふうに思いますので、また、年末の結果を見て、その結果をまた聞かせていただければというふうに思います。以上です。

○中本委員

それでは、行財政改革として取り組んでおりますネーミングライツについてでありま

す。

施設命名権、応募ゼロというような状況があるところに、マスコミの中では載っておりました。なかなか苦戦を受けてというような話ではありますが、今回は、民間側に愛称をつけた施設を提案してもらおうという提案制度ということではありますが、現状での取り組みとその結果について、お聞きをいたします。

○北川財政課長

ネーミングライツの状況についてということでございますが、本年度、ネーミングライツ提案型というものを6月1日から事前相談の受付を開始いたしまして、提案書は最終的に9月29日をもって受付を終了したところでございます。

令和4年度から、ネーミングライツを本市は取り組んでおり、令和5年度からは新たな制度導入をしたところではございますけれども、その状況については、本年度は残念ながら応募がなかったという状況でございます。

以上でございます。

○中本委員

他市では、県内でも命名権、ネーミングライツは積極的にやっておられるということは、もう分かっておられるというふうに思っております。

以前の募集概要については、そのままの募集概要でございますか。ちょっとそれをお聞きしたいと思えます。

○北川財政課長

募集概要ということでございますけれども、以前と変更はございません。

以上でございます。

○中本委員

しっかり努力をしておられることはよく分かっております。したがって、他市ではたくさんネーミングライツをやっておる状況でありますので、どこに課題があるのか、そういうのをしっかり明確にしながら具体的な対策を練って実行していかなければならないというふうに思っておりますので、さらに、よく中身を精査しながら、ぜひ、ネーミングライツが、募集があるような形で、新たな気持ちでまた取り組んでいただきますようお願いをして終わります。

○早稲田委員

インボイス制度の対応について、お尋ねします。

今年の10月1日から開始されておりますインボイス制度に適応した納入通知書を発行するための財務会計システムの改修及び新規ツールの導入の状況はいかがでしょうか。お尋ねします。

○藤井情報・DX推進課長

インボイス制度対応につきましては、当初は財務会計システムを改修するとともに、適格請求書を発行する新規ツールを導入する予定としておりましたが、適格請求書を発行する機能を財務会計システムに追加する改修とすることになり、9月中に改修を終え、10月1日の制度開始日よりインボイス制度に対応しております。

制度開始後の状況につきましては、情報・DX推進課の事例で申しますと、市ホームページのバナー広告掲載に係る利用料の4月から9月までの上期分請求において、適格請求書の発行で利用し、問題なく稼働していることを確認しております。

以上でございます。

○早稲田委員

最初の予定の改修ではない改修になったような、今、適格請求書を追加する改修というふうな形になったということの回答だと思いますが、10月1日からきちんと活用できているという状況を確認できました。

以上です。

○岡村政策企画部長

先ほど中本委員のほうからネーミングライツの件で、御質問をいただいた件で、私のほうから1件だけ補足をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

ネーミングライツにつきましては、実施をしてみたところ、なかなか成果が見えてこないというような、確かに課題がございます、いろいろ試行錯誤をしてみました。

そういう中で、実施概要については、当初はこちらのほうから金額等を示して募集をしていたのを、提案型ということで、例えば、金額等も合わせてネーミングライツパートナーになろうとする方から提案をいただくとか、そういった、先方のほうにも、いろいろ、検討をいただきやすいような工夫等は行わせていただいていたところでございます。

どういった方法が受け入れられるのか、そういうことも、引き続き検討していければと思っておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第59号 令和5年度光市一般会計補正予算(第9号)〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第60号 令和5年度光市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○仲小路委員

それでは、何点か質問させていただきます。

エコスタイルサポート補助事業は11月に終了いたしました。その中で、Z E H(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、それから断熱材、それから玄関扉、複層ガラス・二重サッシ、L E D照明設備、それから宅配ボックスの固定型と宅配ボックスの簡易型のそれぞれの件数と金額をお示してください。

○周田環境政策課長

設備ごとの件数と金額についてのお尋ねでございますが、申請ベースで申し上げますと、Z E Hが4件で40万円、断熱材が4件で20万円、玄関扉が12件で60万円、複層ガラス及び二重サッシが27件で135万円、L E D照明設備が84件で238万9,000円、宅配ボックス固定型が2件で3万5,000円、簡易型が1件で5,000円となっており、合計で134件、497万9,000円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。今年度はちょっと早めに終わったということで、もうちょっとあればいいかなというふうに思いました。

次にですが、第3次光市環境基本計画、リーディングプロジェクトでございますけども、この中の項目の「未来のために今学ぶ 環境学び創造プロジェクト」に含まれますひかりエコくらぶについてですが、これについてはどのような目的で開催をしていますでしょうか。

○周田環境政策課長

ひかりエコくらぶは、次代を担う子供たちが本市の豊かな自然の中で遊びを通して自然と触れ合う機会を創設し、もって自然を敬愛する心や感性を育む中で、多様な環境問題について認識を深めることにより、豊かな自然環境を継承する大切さを学び、実践につなげていく機運の醸成を図ることを目的に開催しております。

以上でございます。

○仲小路委員

そういう形で自然敬愛ということで理解いたしました。具体的には、特に環境学習というようなものではなく、そういう自然と親しむということで理解をいたしました。

それから、具体的にこれは、対象についてはどのような方法で知らせていますでしょうか。

○周田環境政策課長

対象者は、市内の小学校に通学する児童を対象としておりますので、周知方法につきましては、市内の各小学校に依頼し、全児童に対してチラシを配布しております。

また、市広報紙やホームページへの掲載、各地区サンホームへのチラシの設置のほか、各公共施設へのポスターの掲示など、様々な方法で周知を図っております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。かなりの申込みがあるというふうにお聞きしております。

それから、これについては同じ児童の複数回の参加というのも可能でしょうか。

○周田環境政策課長

同じ児童の複数回参加も可能でございます。

ただ、現状を申しますと、うれしい悲鳴ではありますが、応募者が多く、これまで2回開催したときには抽せんを行い、参加者を決定している状況で、なかなか複数回参加していただくことが難しくなっております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。非常に人気があるということで理解しました。具体的にはどのような効果があるというふうに見ていらっしゃいますでしょうか。

○周田環境政策課長

効果というお尋ねですが、参加した児童からは、「自然についてたくさん新しいことを知れた、自然に興味湧いたので自分でもっと調べたい」などの声を頂いており、本取組の目的とする子供たちが自然を敬愛する心を持つことや豊かな自然環境を継承していく大切さを学ぶといった効果が図られているものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。それぞれ非常にいい効果があると思いました。

それから、もう一個、このプロジェクトで行われておりますひかり環境未来塾についてですが、この講座メニューは年によって変更がある場合、またない場合もありますが、このメニューというのはどういうふうに決められていますでしょうか。

○周田環境政策課長

お尋ねのメニューの選定方法については、市内または近隣の企業の環境に配慮した取組や、その時々々の環境問題の中から受講者に興味を持ってもらえそうなものや所管課としてぜひ学んでほしいものといった視点を持ちつつ、講師の候補や講演内容などの現実的な事項を加え、総合的に検討した上で決定しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

確認ですが、これは企業のほうに依頼をされているということによろしいでしょうか。

○周田環境政策課長

企業を対象とした講座メニューについては、企業に依頼をしております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。実際に受講されてどのような効果があるというふうにご考えられていますでしょうか。

○周田環境政策課長

本取組は、中高生を対象に、環境保全意識の高揚と環境に対する豊かな感受性や探求心を育成するとともに、実践活動につなげていく意識の醸成を図ることを目的に開催し

ております。

参加した生徒からは、「私たちはもっと環境問題に関心を持ち、環境や生き物を守っていく気持ちを持つべきだ。まだ中学生なので世界を動かすことはできないが、少しずつできることから行動し、光のきれいなまちを守っていきたい」などの声を頂いており、狙いとする意識の醸成が図られているものと考えております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。それと、今後講座のメニューにつきまして、新たな検討とかはされていますでしょうか。

○周田環境政策課長

今後の講座メニューについてですけれども、基本的には、先ほど申し上げたような方法でメニューを選定してまいります。今年度は現在までに4校で5講座を実施し、大変好評を頂いております。こうした実際に開催した講座の受講者の方の反応や要望も踏まえながら、また今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。非常にこれも応募が多いということで理解いたしました。それと、この件につきまして、「未来のために今学ぶ 環境学び創造プロジェクト」ですけれども、これについて、先ほどの第3次光市環境基本計画の中に数値目標というのの成果指標というのがございますけれども、これの①番が自然体験学習・環境学習等の開催数というふうにありますけれども、これは何をカウントされていますでしょうか。

○周田環境政策課長

第3次光市環境基本計画の数値目標である自然体験学習・環境学習等の開催数については、市が実施する環境に関する体験学習や講演会などをカウントしております。主なものは、先ほど御説明しましたひかりエコくらぶやひかり環境未来塾をはじめ、光市地球温暖化対策地域協議会と協働実施するエコスタイルセミナーのほか、環境事業課が実施するごみに関する出前講座、そういったものがございます。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。かなり目標値が高いので、今後達成が大変かもしれませんが、よろしく願いしたいと思えます。

それから、もう一点ですが、第3次光市環境基本計画において、リーディングプロジェクトの一つとして、環境学習を掲げ、重点的な取組を行っていますが、今後の、今年度の進捗状況についてどのように考えられていますでしょうか。

○周田環境政策課長

今年度の進捗状況でございますが、環境政策課で実施する環境学習につきましては、これまでにひかりエコくらぶを2回、ひかり環境未来塾を5回、エコスタイルセミナーを1回、環境学習推進事業を5回実施し、当初の計画どおり順調に事業を進めているところでございます。

また、2月には3回目のひかりエコくらぶや2回目のエコスタイルセミナーの開催も予定しており、引き続き多くの方に御参加いただけるよう、魅力ある内容に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。この実際にやられている現状を見ると、非常に頑張っているという感じがよく分かりました。また、今後も進めていただけるようよろしくお願い致します。

以上です。

○西村委員

それでは、何点か伺いたします。

まず、光井地区のアルゼンチンアリ対策についてなんですけれども、直近でもいろいろと活動していることは知っておるんですけれども、現在の進捗の状況、取組の状況を教えていただければと思います。

○周田環境政策課長

さきの委員会で8月までの進捗をお答えさせていただいておりますが、その後、10月に関係自治会の御協力の下、3回目の一斉防除を実施、11月に市職員による生息範囲の確認のための調査を実施し、これにより今年度の予定していた現場での作業については終了しております。

以上でございます。

○西村委員

今、生息状況の調査ということがありましたが、その生息範囲についての調査結果はどうでしたでしょうか伺います。

○周田環境政策課長

生息範囲についての調査結果でございますが、昨年度の調査結果と比べて生息範囲の拡大は認められませんでした。

以上です。

○西村委員

生息範囲は、拡大はしていないということで、ひとまずはというところかと思えます。この生息範囲の調査の結果、これを地域の方へその調査結果の報告というのはどういうふうに行っていくんでしょうか、その辺り教えてください。

○周田環境政策課長

まずは、取りまとめしていただいている光井コミュニティ協議会に報告をいたしました。

それから、地域住民へ報告するための結果のチラシを作成し、現在、防除対象自治会住民に対し、自治会を通じて回覧をお願いしております。

以上でございます。

○西村委員

コミュニティ協議会を通じて、あるいは自治会を通じて、チラシにてということで、対象の地域の方にというところかと思えます。それを踏まえた上で、来年度以降どういうふうに取り組んでいくのか、この辺りを最後にお伺いいたします。

○周田環境政策課長

来年度以降の取組でございますが、関係自治会の方々に一斉防除に御協力いただいたことで生息範囲の拡大が抑えられていることから、今後も防除作業を継続して取り組み、光井地区における生息範囲の拡大防止や家屋侵入被害の抑制を図ってまいりたいと考えております。何よりこの取組は関係自治会の皆様の協力が不可欠でございますので、引き続き地域と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。引き続き取り組んでいただければと思います。この問題、光井地区ではなかなか、すごい問題意識があるというか、そういう雰囲気かと言われると、どちらかというところ、関心が薄い、そういった印象を受けます。これは逆に言うと、大きな被害が出ていないというところでもあると思いますので、一長一短というか、あるかと思えますが、そうは言いながら、生息範囲が拡大していく可能性も今後十分あると思いますので、地域の方に丁寧に説明をしながら、防除、あるいはそういった活動に引き続き取り組んでいただきますようによろしくお伺いをいたします。

それから、別のことですが、空き家の件で、光市危険空き家除却促進事業について、本年度の取組状況についてお伺いいたします。

○山根生活安全課長

危険空き家除却促進事業補助金の交付申請について申し上げますと、10月末日の申請期日までに2件の交付申請書を頂戴しており、内容審査の上、補助金交付決定書にて通

知し、現在、除却の工事が進められている状況でございます。今後、工事完了日から起算して30日以内または来年2月末日のいずれか早い日までに完了報告書を御提出いただき、補助金の請求に向けた手続を進めていただくこととなります。

以上でございます。

○西村委員

はい、承知しました。2件対象になりそうなところがあるということでございます。5件分、たしか予算は取っていたかと思うので、少しあるかなと思いますが、それでも2件利用がありそうだとということで安心をいたしました。まだまだ危険空き家に該当する物件あると思いますので、引き続きの取組をお願いいたします。

それから、ちょっとまた別件で話が変わるんですが、最近、私の身の回りで高齢者の方が絡む車、あるいは自転車、そういった事故が多い、それで実際けがをされたという方もいらっしゃるんですけども、現在、本市においては高齢者の運転免許証の返納の状況、返納率について、その辺りの状況で把握が、どれぐらいの返納者がいるのかとか、そういった分かるものが、示せるものがあればお伺いをできればと思います。

○山根生活安全課長

運転免許証返納率等のお尋ねであります。公的機関ではそういった数値を公表しておりませんので、警察庁が取りまとめておられる運転免許統計にある申請による免許取消件数でお答えさせていただければと思いますが、令和4年中の山口県における総数が6,288件、このうち65歳以上が6,135件、75歳以上が4,547件という状況でございました。

なお、光警察署交通課を通じて県警本部に照会をかけたところ、旧熊毛町を含む光警察署管内のものについては回答が得られましたので、併せてお伝えさせていただきますと、令和4年中の申請による免許取消件数は総数が337件で、このうち65歳以上が330件、75歳以上が244件という状況でございました。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。山口県のデータ、あるいは光警察署管内ということで、熊毛も含むということで、330件程度の申請による取消し、自分から返したんだと思いますが、そのデータがこれぐらいあるということで理解をいたしました。なかなか市の行政の管轄とは違うところもあって、この高齢者の方々を含む事故というものをなかなかどう対策を取っていくのかというのは難しいところかなというふうに思います。本市においても、いろんな啓発を行っているということは承知をしておりますので、引き続きそういった啓発活動を続けていっていただければなというふうに思います。

すみません。以上です。

○中本委員

それでは、1点ほどお聞きをしたいと思います。

昨今全国的に凶悪な犯罪、あるいは特殊詐欺事件等がたくさん県内でも起きております。問題は、都会であれば防犯カメラが設置しておりますので、いろんな問題解決には大変有利になっていると、まだまだ地方では防犯カメラの設置状況が非常に悪い状況だというふうに思っております。現在、光市における設置状況について、分かれば教えてください。

○山根生活安全課長

生活安全課において所管する防犯カメラの設置状況につきましては、光警察署生活安全課に事務局があります光地区防犯団体連合会に補助金を交付する形で設置、運用をさせていただいております。平成22年に光駅前に2基設置、令和4年に光駅前に2基の増設、島田駅、岩田駅に各1基新設しまして、計6基が稼働しております。

○中本委員

計6基ということですが、市域が非常に分散しておりますので、なかなか市域にわたって網羅できるような状況ではありませんね。まだまだ防犯カメラの設置状況、設置はどんどん増やしていく必要があるかというふうに思っております。結局自治会に対する設置支援状況ではありますが、私も設置支援状況、あるいは補助金をどういう形で自治会に出しているかというのがちょっとよく分かりませんでした。したがって、県内の防犯カメラの設置の自治会に対する支援状況について教えてください。

○山根生活安全課長

自治会等への設置支援ということで申し上げますと、今年度、宇部市、山陽小野田市、美祢市、平生町、和木町の3市2町で設置費用を補助する取組をされておられますが、映像の管理や自治会内での引継ぎ時に様々な問題が生じるなど課題も多いことから、昨年度までに制度廃止される自治体が出るなど、おおむね光市と同様、警察署内に事務局を持つ防犯団体連合会に類する組織への補助金という形で設置、運用をされておられます。

また、闇バイトに関わる強盗や特殊詐欺事件が県内でも多く発生していることを受け、今年度山口県警察本部において、自治会等を対象に防犯カメラの設置費用を補助する取組をされました。申請期間は、本年8月25日から10月31日までとし、1台につき25万円を上限に、設置費用の4分の3を補助するものでございます。県公安委員会の審議概要にも、県警本部と警察署が連携し、設置個所の検討を行い、自治会等への設置勧奨を行うと記されておりますが、光市内からも警察からの設置勧奨に呼応して申請を出された自治会があるというふうにお伺いしております。

以上です。

○中本委員

県警本部による設置補助金の流れについては、よく分かりました。

したがって、各自治会がそういう設置勧奨についてどう申請しているか、どうしたら

いかというのがなかなか分からない状況だというふうに思っております。

したがって、県警本部、警察署が連携して設置個所の検討を行いながら、自治会にそういう設置できますよというようなことも含めて案内をする必要があろうかというふうに思っております。今から、今後の取組についてでございますが、来年度を含めてどんな取組をされようとしているのか、お伺いをいたします。

○山根生活安全課長

市のほうの動きとしましては、映像の管理や自治会内での引継ぎ時に様々な問題が生じるなど課題も多いことから、光警察署生活安全課に事務局があります光地区防犯団体連合会に補助金を交付する形で設置、運用していただくことを継続したいと考えております。

また、県警本部における設置補助金の来年度以降の予算化については不明でございますが、推移のほうを見守りたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

来年度以降の予算化については不明ということですので、また分かり次第教えていただきたいというふうに思います。要は、今の設置状況6基でありますので、どんな事件が起き、いろんなことが県内で起き、あるいは光市内でも起きつつありますので、しっかり防犯カメラを設置しながら、市民の方にも抑制するようなことでもありますので、大変大切な防犯カメラであります。設置は必要でありますので、ぜひ積極的に市も補助金を出しながら、設置がどんどん増えていくように、さらに事件、事故で安心できるようなまちづくりをしていかなければならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○早稲田委員

では、数点質問させていただきます。

テレビや新聞等では、相変わらず消費者トラブルのニュースを数多く目にします。そこで、消費者トラブル被害防止の出前講座について質問します。消費生活センターが行っている出前講座の実施状況についてお示してください。

○山根生活安全課長

今年度に入りまして、本日までに、いきいきサロンや老人クラブ、地区社協など5団体から消費生活センターのほうに出前講座の依頼があり、165名の御参加を頂いております。

また、現時点で今年度中の開催依頼を2件頂戴しておりますし、令和4年4月からの成年年齢18歳引下げに対して若年層への消費者意識を高め、自立した賢い消費者になってもらうために、例年卒業式前に開催していただいております高校生消費者教室の御案

内を12月に入りまして市内2つの高等学校に担当職員が持参したところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたとはいえ、いまだ感染への警戒感が強いこと並びにインフルエンザの流行などもございまして、コロナ前には年間約30回、1,000人余りの御参加を頂いておりましたが、その水準には戻っておりません。継続的に各方面に御案内するなど、周知啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

新型コロナウイルスの感染症が5類に移行されて半年たちましたけど、まだまだ以前のように30回、1,000人以上というような状況にはまだ至っていないということですね。

ただ、いきいきサロンですか、5団体で165名とか、動きがあるところもありますし、また成人年齢が下がったことによる高校生への御案内ということで、そちらのほうにも引き続き周知して、PRしていただければと思います。

では、次の質問です。

ふれあい訪問収集について伺います。ふれあい訪問収集の現在の状況はいかがでしょうか。予約から回収までどのくらい待つのか、お示してください。

○山田環境事業課長

ふれあい訪問収集事業でございますが、こちらの事業は多くの方に御利用いただいております。令和4年度は739世帯のお宅に訪問し、1,935件の粗大ごみ等を回収し、処分いたしました。一時期は予約を受けた日から回収までに約2か月お待ちいただく状態が続いたことから、令和4年度に対応可能件数を増加し、現在では1か月程度の待ちとなっております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和4年度から回数を増加していただいたおかげで、待ち時間、待ちの日が2か月から約1か月になっているという状況で、こちらもすごく役に立っていると思います。こちらのふれあい訪問収集についての申込みの条件がありますでしょうか、教えてください。

○山田環境事業課長

こちらの事業の条件でございますが、まず回収できる対象品目ですが、家庭から出るごみのうち市が回収を行っているもので、大きさや重量については、現地で解体等しなくても大人2人で持ち運べるものに限り、数量は1回の回収で5点までとなります。

次に、回収は水曜日の午前中限定となっております。時間指定ができないことや立会いが必要となります。

また、家の中に入っただけの回収は行っておりませんので、お庭や玄関口など、家屋の外

まで搬出いただくことが条件となります。

以上でございます。

○早稲田委員

条件について確認させていただきました。こちらは今また高齢化があつて、ニーズはたくさんあると思うんですけれども、対応件数のさらなる増加についてはできないでしょうか、お尋ねします。

○山田環境事業課長

こちら、毎週水曜日の午前中に委託業者が予約を受けた1日最大16世帯の市内各家庭を回って回収した粗大ごみ等を環境事業課まで運搬しております。その後、環境事業課の職員が分解や分別、処理施設へ搬入を行っております。1日の中でこれら全ての処理を完了させる必要がございますことから、現状の体制で処理できるぎりぎりの件数でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

水曜日の午前中に回収して、それからこちらに持ち帰って、職員の方が解体処理とかをされているということで、すごい大変な作業だと思っております。ぎりぎりの体制なんだなということでもありますけれども、こちらも体制を強化していただくのを検討していただければと要望しておきます。

もう一つ質問いたします。

今度は、先ほど環境政策課の環境学習についての質問がありましたけれども、環境事業課でも環境学習を行っていると思えますけれども、現在、コロナの5類以降半年たちましたけど、環境学習の実施状況はいかがででしょうか、お示してください。

○山田環境事業課長

環境事業課で実施しております環境学習でございますが、自治会等の団体を対象に実施するごみ分別の出前講座のほか、保育所、幼稚園、小学校などで実施する環境学習がございます。コロナ禍の令和2年、3年度は、小学校での環境学習は継続して実施できたものの、出前講座や保育所、幼稚園での環境学習のほとんどが実施できない状況が続きましたが、令和4年度は徐々に回復し、自治会等の出前講座12回、保育所、幼稚園10園、小学校12校の計34回実施いたしました。今年度はこれまで出前講座5回、保育所、幼稚園で10園、小学校11校の計26回実施している状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和2年度、3年度はなかなか難しかった保育所や幼稚園などでも出前講座等が進んできているということで理解しました。小さい頃からごみの分別とかをしっかり勉強す

ることはとても大事で、私なんかでも子供のほうにそれは違うよ、こっちだよと言われてたりとかするようなこともございますので、小さいうちからそういう環境学習を行っていただけるとありがたいと思います。引き続き続けていただきますようお願いいたします。
以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第64号 光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第65号 光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第59号 令和5年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、補正予算の12ページの上の段の防災事務費の修繕料でございますが、これにつきまして、3か所の費用が出ておりますけども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○海老本防災危機管理課長

おはようございます。それでは、修繕料の内訳についてお答えいたします。

まず、光スポーツ公園の再送信子局設備につきましては、屋外拡声子局としての機能に加え、茶臼山中継局から電波を受信する第1装置と、第1装置で受信した内容を、電波伝搬状況の悪い屋外拡声子局や戸別受信機へ電波を再送信する第2装置の2つのユニットで構成されており、今回、この2つのユニットの故障に伴う修繕となり、機器費用

として310万円としております。

次に、三島コミュニティセンター設置の拡声子局につきましては、三島出張所内に設置しております防災電話と送受信する無線ユニットの故障に伴うもので、機器費用が97万円となります。

次に、牛島コミュニティセンター設置の拡声子局につきましては、スピーカーから無線放送を拡声するためのアンプ装置の故障に伴うもので、機器費用が7万円となります。

以上、3施設の機器費用に機器取付けやシステム調整などの労務費と消費税等を加え、合計で547万8,000円の修繕費用を見込んでおり、現計予算の残額から不足となる528万6,000円を今回の補正予算で計上したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認ですけれども、実際に取り替えるために工事が要りますけれども、今、仮につけているものの取り外しと、修理代というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

現在、借り受けております部品につきましては、保守点検の委託料の範囲内で対応しておりますので、その経費については、今回の修繕料の中には入っておりません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それと、実際に音が出ないということが判明したのは何月何日ぐらいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

それぞれの機器の故障の時期につきましては、まず、三島コミュニティセンターが本年5月に、アンサーバック機能というのがありまして、そのアンサーバック機能から返答がないということで判明しております。

同じく光スポーツ公園の再送信子局につきましても、7月の雨のときに、アンサーバック機能からの返答がないということで故障が判明しております。

牛島コミュニティセンターにつきましては、6月の終わりの雨のときに、アンサーバック機能からの返答がないということで故障が判明したものでございます。

以上になります。

○仲小路委員

分かりました。全部アンサーバックがついているので、即その故障状況が確認できたということですね。

それと、今、この取替えというのは、実際にアンサーバックが来ないというのが判明

して、どのくらいで工事が終わり、音が出るようになりましたですか。

○海老本防災危機管理課長

それぞれの子局の設備にもよりますけども、一応その故障が判明してから、補修業者等に来ていただいて、それから機器が鳴るまで即時で対応していただくようお願いしておりますけども、それぞれ1週間から数週間程度の期間を経て、運用に影響がなるべくないようにということで早急に対応してきております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ある程度長い期間出ない場合もあったということでよろしいですか。補正につきましては、以上です。

○西崎委員

今の仲小路委員の質問に関連して1つお尋ねします。

三島コミセンにある防災機器が、落雷で破損して97万円の修理費がかかるということでございますが、三島コミセン、今、建て替え工事が始まろうとしておりますけど、これは新しいコミセンができたら、この機器というのはそっくり移転するんですか。

○海老本防災危機管理課長

三島コミュニティセンターの建て替えに際しましての移設についても検討しておりますが、こちらは環境市民部のほうの予算で対応すると伺っております。

○西崎委員

なるべくならそういう機器は、修理して使えるもんなら新しいものに取り替えるのではなしに、移転する方法をと私はちょっと考えたので質問しただけです。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

それでは、何点かお尋ねいたします。

防災訓練あるいは防災に関する出前講座などにおいて、現在2台のドローンがあるということですが、これを活用ということはできますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

ドローンの活用についての御質問でございます。

今回導入しておりますドローンの活用につきましては、防災訓練や出前講座等の機会において、市が災害に備えているドローンを職員が操縦し、御紹介するということが可能であると考えておりますが、参加者が操縦して体験をするということは、ちょっと難しいかなと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

具体的には実際に飛ばすことが可能だということですが、映像等をその場で映すとかいうところまでは可能でしょうか。

○海老本防災危機管理課長

実際にその現場で映像を映すということになりますと、映す用の機器の準備等が必要となりますので、またそのときに、御依頼に応じてできる範囲で対応したいなどは考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。その辺についても、検討して可能な部分もあるということで理解をいたしました。

それから次ですが、防災指令拠点施設が来年3月供用となりますけども、現在本庁舎で行っている防災行政無線関係の諸設備等の移設の作業のスケジュールが決まっておりますらお示してください。

○海老本防災危機管理課長

防災行政無線の移設スケジュールについて、お答えいたします。

現在の防災指令拠点施設の整備に伴いまして、市の防災行政無線と県の防災行政無線を本庁舎から移設することとなります。これまでそれぞれの移設工事に係る契約を各無線業者と締結し、配線ルートの確認や新たな防災行政無線の放送室の中へ機器を据える架台の設置などを現在行っております。

また、県におきましては、防災指令拠点施設の屋上における電波伝搬調査を実施され、当初の想定どおり電波の受信状況に問題がないことを確認していただいております。

今後の移設スケジュールでございますが、大まかな予定としまして、3月上旬から中旬にかけて、現在地から新しい施設への機器の移設を行う予定としております。詳細なスケジュールにつきましては、今後、県や業者と打合せを行いながら調整を図ってまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認ですが、実際に防災行政無線が使えない時間帯とか日付とかありますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

こちらにつきましても、また業者と県と調整しながら、なるべく使えない時期がないように調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それともう一点ですが、防災指令拠点施設の運用につきまして、監視カメラやドローンからの映像というものも受信になっておりますけども、この辺のテストの状況についてはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

河川等監視カメラとドローンの映像配信システムの状況につきまして、お答えいたします。

河川等監視カメラ及び水位計の導入につきましては、現在、現地調査の結果を踏まえて、機器や部材の調達を進めております。今後、来年2月下旬頃までに、現地へ順次カメラや水位計等を設置し、その後、防災指令拠点施設の供用開始に向けてテスト等を行い、運用を開始する予定としております。

また、ドローンの映像配信システムにつきましては、現在、導入するシステムの配信速度や解像度等の内容を精査しております。今後、来年3月初旬をめぐりに、総合防災情報システムとの連携確認やテスト等を行って、防災指令拠点施設の供用開始に併せて運用を開始するよう準備を進めております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、次の質問ですけれども、消防の関係ですけれども、一般質問の答弁でも、光まつりと同時開催の消防まつりの案内で、6名の消防団の入団があったとお聞きしまして、すばらしいことだと思いますけれども、どのような状況で入団につながったのか、分かるものについてお示してください。

○秦消防担当課長

おはようございます。それでは、仲小路委員の御質問にお答えいたします。

まず、どのような状況で入団につながったかでございますけれども、先ほど御紹介ございましたように、一般質問におきまして部長がお答えを申し上げたとおり、光まつりで

は、地域づくり支援センターの防災ブース内で消防まつりを行い、市民の皆様への防火指導の普及啓発に取り組んだところでございます。

この消防まつりでは、水消火器による的当て、煙避難、応急手当といったような体験コーナーを設置しましたほか、消防団による消防用ホース延長体験などを実施し、多くの方々にお越しいただいたところでございます。

さらには、消防車両の展示や消防団員募集コーナーを設置し、パンフレットやオリジナルマスクケースなど200部を配布するなど消防組合と連携し、消防団の活動についても積極的な広報活動に取り組んだところでございます。

消防団員募集コーナーでは、消防団の活動内容や報酬に関する事、あるいは入団手続の方法など、興味を持って訪れた方に女性消防団員が説明をいたしました。御来場者からは、どこに相談すればよいか分からなかった、消防団の活動について理解ができたなどの声が寄せられたほか、このコーナーを訪れました女性が入団されるに至るなど、一定の効果があつたものと考えております。

委員御案内のように、光まつりの翌月には、新たに本市の消防団員として6名の方が入団されたところではございますけども、これは先ほど申し上げました光まつりにおける広報効果のみならず、各地域の分団長による声かけなど、日頃からの消防団員による地道な働きかけもその一因であるものとして考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。地道な取組と、またこういうイベントでの状況が非常によかったと思います。

現在、消防団員数の状況については、どのようになっていますでしょうか。

○秦消防担当課長

それでは、再度の御質問にお答えいたします。

令和5年12月1日現在で申し上げますと、495人でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それからもう一点ですが、消防団の服装につきまして、制服あるいは活動服がございませうけども、消防署職員と同じ様式で、消防団との表示のみが異なっているものを採用している場合もあるようですが、光市においてはどのようになっていますでしょうか。

また、今後の対応等について、どのように考えられていますでしょうか。

○秦消防担当課長

それでは、まず、本市の消防団員が着用いたします制服や活動服についてでございますけども、まず、これは国が示しております消防団員服制基準に基づくデザインとなつ

ております。

それから、消防職員が着用いたします制服や活動服につきましては、消防吏員服制基準により定められておりました、消防団員とは異なったデザインとなっております。

議員御案内の消防団の活動服につきましては、平成26年に消防団員服制基準が改正され、オレンジ色を配色したり、背面に名称が入るなどデザインが一新されましたが、新旧の活動服で耐久性や機能性には大きな差異はございません。

活動服の配備状況につきましては、新入団員から順次新基準の活動服を貸与しておりますので、現在は新旧の活動服が混在している状況でございます。

それから、今後の活動服の更新につきましても御質問いただきましたけども、先ほど申し上げましたように、新旧でデザインは異なりますものの耐久性などに差異がないことから、新しいデザインの一斉に更新することは考えておりません。ほつれや破損が激しいなど、消防活動上、安全確保ができないと認められる活動服につきましては、随時更新することとしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今、両方が混ざっているという、そういうことで確認いたしました。ありがとうございました。

以上です。

○西村委員

それでは、1点だけお伺いさせていただきます。

総合防災情報システムについてなんですけれども、今現在、実際の画面、GUI等を含めて構築を進めているところかと思っておりますけれども、その後の進捗状況について教えていただければと思います。

○海老本防災危機管理課長

それでは、総合防災情報システムの9月以降の進捗状況につきまして、お答えいたします。

現在、本市と構築業者双方におきまして、システムの動作検証を行っているところでございます。検証の概要ですが、構築業者の社屋に仮設置しております総合防災情報システムのサーバーに、防災危機管理課や関係課の職員が、インターネット経由でアクセスし、画面の見やすさや画面遷移のスムーズさ、その他バグなどについてシステムを動かしながら一つ一つ入念にチェックをしておりました、検証・修正、検証・修正といったことを繰り返して行っているところでございます。

主な修正内容を御紹介いたしますと、まずトップ画面の文字や地図の大きさや配色の変更、詳細画面へのリンクボタンの改善、被害状況を示すアイコンの変更などがございます。

また、先日からスマホ画面や市民向け防災ポータルサイトの検証にも着手しており、

さらには情報発信機能に係るメール配信サービスやフェイスブックとの連携テストを実施するなど、当初の工程計画にのっとり順調にシステム構築が進捗しております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。順調に予定どおり進んでいるということで、やっぱり実際に画面を見ながらいじっていく中で、いろいろ地図、アイコン、そのほかいろいろなポータルサイトを含めて修正等々があったということで、まだもう少し、年明けてから3月、供用開始まで時間があるかと思しますので、しっかりと引き続き動作検証を、使いやすいシステムにしていだけたらと思います。

以上です。

○中本委員

それでは、本会議の質問で、ドローンについては一定の理解をし、見聞を深めることができました。まだまだ行政のニーズに対応したドローンの活用であります。しっかりとよく勉強しながら、今からやっていかないといけない重要な機器でありますので、今2機あるドローンであります。行政のニーズにどこまで対応できる性能かということが、非常に難しいとは思いますが、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○海老本防災危機管理課長

現在導入しておりますドローンの主な性能について、お答えいたします。

まずは、昨年度導入しました予備機につきましては、最大飛行速度が秒速19m、運用限界高度が5,000m、最大航続時間が31分、最大航続距離が18.5kmとなっております。

次に、今年度導入しましたドローンにつきましては、最大飛行速度が秒速21m、運用限界高度が6,000m、最大航続時間が46分、最大航続距離が30kmとなっており、これら2つの機体には、飛行上安全確保の面から、障害物を探知し、回避する機能も備えられております。

また、これらのドローンには、カメラのズーム機能として、予備機が最大8倍、メイン機のほうが最大28倍ズームとなっておりまして、災害時における山間部の土砂崩れやため池堤体の状況の確認など、直接足を踏み入れにくい場所の被災状況等について、内蔵されたカメラ映像を通じて、現場と災害対策本部で情報共有を図ることで、職員の安全を確保しながら的確な状況把握が可能となり、その後の災害対応が迅速に進められると考えております。

以上でございます。

○中本委員

2機のドローンの性能については、一定の行政のニーズに応えられるような機種設定だと今の回答でよく分かりました。

来年の3月に防災指令拠点施設ができます。光市防災機能強化基本構想を策定されま

して、この拠点施設が具体的な整備位置、必要な規模、構造、設備、総合防災最新の情報システム機能を備えたということで、ドローンと連携しながら瞬時に市民に情報提供できる、あるいは災害が起きた場合、あるいは起きた後の調査、いろんなことが十分使えるというふうに思っております。

今後は一般的に求められるドローンの性能も含めて、個別の用途にも求められるというふうに思っております。しっかりこのドローン2機を十分使っていかなければいけないというふうに思っております。

先端技術が地方を救う、いろんな市民を救うということでもありますので、改めて今後の使い方についても、庁内でプロジェクトチームを設置し、全庁を挙げて取り組むというようなことも必要だというふうに思っております。このプロジェクトについては、各課を横断させることが必要でありますので、効率的な人材の育成とか専門的な知識を身につける、そして有事に向けて日常から経験を積んでおくことが必要だというふうに思っておりますので、ぜひプロジェクトチームの設置についても、今後よろしくお願いをしたいと思っております。

今回はこのドローンの性能について質問をいたしました。今後、見識を深め、改めて消防を含めて、今のプロジェクトについても機会を得て質問をしていきたいと思っておりますので、3月議会を含めてまた質問いたしたいと思っておりますので、ドローンについては、以上で終わります。

それでは、もう一点であります。投票率の向上に向けてという質問であります。合併時の平成16年の市議会選挙の投票率について、それから、令和2年度市議選の投票率について、併せてお知らせください。

○松村選挙管理委員会事務局長

平成16年11月14日執行の光市議会議員一般選挙の投票率につきましては、光選挙区が69.97%、大和選挙区が80.50%、全体で71.57%でした。

令和2年10月25日執行の光市議会議員一般選挙の投票率につきましては、63.61%でした。

以上です。

○中本委員

それでは、もう一点は、令和5年度の国政補欠選挙の投票率について、もう一つ、令和4年の7月の参議院選挙がありますが、分かればまた教えていただきたいと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の選挙区の投票率は、光市が51.84%、令和5年4月23日執行の衆議院議員補欠選挙の投票率は、光市が42.45%でした。

以上です。

○中本委員

もう一点、18歳の投票率についてもお伺いをいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

令和4年の参議院議員通常選挙の選挙区の18歳の投票率は、光市が27.22%、令和5年の衆議院議員補欠選挙の18歳の投票率は、光市が16.03%でした。

以上です。

○中本委員

時系列に投票率の御回答をいただきました。合併時においては71%、これは、選挙区は区割り選挙でありましたので、かなり高い投票率であったというふうに思っております。その後の投票率については、令和2年度が63%、あるいは国政選挙においては42.5%とか、非常に投票率がどんどん低下しておるといふふうに理解をいたしました。

もう一つは18歳の投票率についてであります。非常に投票率が悪いということでもありますので、今後はどういう形で投票率向上に向けて市内外に発信していかなければならないかという重要な課題がたくさんあるというふうに思っております。

高齢化によって免許返納あるいは徒歩では行かれない、投票所に行くのが困難だということが、もうあちこちで聞かれるような状況であります。そのことを踏まえて、今回は少し提言をしながら、次回の課題に検討していただくことをお願いをし、提言を試みたいと思います。

愛媛県の松山市へ視察に行きました。ここは人口50万人でありますので、市域は429km²、議員定数は43名で、財政状況も非常によく、人口も多いという状況の中で選挙に取り組んでおられる。投票率向上の取組は、まさに全国1位を目指して、投票率向上に熱心に取り組んでおられることは、行って目で確かめ、説明を聞いて確かめてまいりました。

まず、選挙のコンシェルジュあるいは選挙クルー、主権者教育の充実、さらにはまたそういうことをしながら取組の研修をするということで、非常に近年のいろんな形で啓発をする。特に、大学生あるいは若者を通じて投票率の向上に努めたということで、一定の成果を上げたというふうに思っております。

山口県内では、投票率向上について、投票所の移動投票所あるいはスーパー含めて投票所を設けたり、投票率の向上に努めております。一方では、工業高校の生徒9人に若者選挙パートナーあるいは出前授業をしながら実際に投票をそこで、学校で行うというようなこともしておりますので、実際にそういう出前授業の中では、模擬投票をさせることによって意識がより高まるというふうに思っております。それが一点です。

それから、宇部市では、学校の生徒会、明るい選挙推進協議会推進委員に委嘱をして、市内の小中高校生を対象にした選挙啓発作品の審査会にも参加して、実際にそういう目で講義を受ける、実際にやっているところがたくさんありますので、そういう事例がもうたくさんありますので、選挙管理委員会の委員の中で、投票率の向上について、しっかり議題を上げて取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、ぜひ投票率向上について、委員の議論をしっかりとしながら、一定の方向性を示す必要がもう来てい

るというふうに思っておりますので、もう少し悪いのはどのような状況か、分析をしなければならぬというふうに思っておりますので、積極的に投票率向上を目指して、選挙管理委員会のメンバーを含めて、よろしく願いをしておきます。

今回は再質はいたしません、改めて機会を得ながら、この投票率向上に向けてどんな議論をしたのか、どういう前向きな形で取り組んだのかというようなこともお聞きしていきます。今回については再質問はいたしません、改めてまた本会議場等で質問していきますので、その課題のクリアに向けて取り組んでいただきますようお願いをしております。

以上です。

○早稲田委員

それでは、1つ質問いたします。

新型コロナウイルスが5類に移行し、半年が経過し、様々な出前講座がコロナ前のように活発に行われてきていますが、消防関係では学校やその他に出前講座などを行っていますでしょうか、お示してください。

○秦消防担当課長

それでは、早稲田委員の御質問にお答え申し上げます。

消防担当部では、学校における児童や生徒への防火・防災教育あるいは地域における市民の自主防災力の向上などを目的として、主催者からの依頼により消防団員を派遣しているところでございます。

具体的には、小学校や中学校で消防団の役割やその必要性についての講話、また、地域の防災訓練で土のうの作成方法や消火器による初期消火の指導など、地域との関わりが深い消防団のメリットを生かした活動を行っております。

消防団員の派遣実績といたしましては、令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルスの影響を受けまして、計6件の依頼に延べ25人を派遣するにとどまっておりますが、令和5年度につきましては、本日までに既に5件の御依頼を受けておりまして、延べ26人を派遣しているところでございます。このうち、出前講座としまして開催された光井地区や室積地区の防災訓練には、消防組合とともに対応をしております。

なお、委員御承知のとおり、消防団員は普段の仕事をもちながら、災害発生時や訓練時には、自宅もしくは職場等から出勤あるいは活動しておりますので、学校あるいは地域からの御要望の全てに応じられるわけではございませんが、消防組合との連携を密にし、引き続き防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和2年から4年までの状況と現在の出前講座等の状況についてお伺いしました。

小中学校とかでも行っていただきますと、将来、そういう消防団に入りたいとか、消防士を目指したいという気持ちが芽生えてくるきっかけにもなると思いますし、初期消

火の消火器の指導とかは、やはり突然起きたときにはなかなか一般市民の方はできないと思いますので、そういう操作の方法とか教えていただければ、防災力の向上とか備えになるかなと考えております。

引き続き、お忙しいとは思いますが、できるだけ主催者の依頼に応じて、講座を開いていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。